

第三期
天童市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和7年 月

天童市

目 次

第1章 計画策定の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 上位計画・関連計画との関係	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	5
6 子ども・子育てに関する主な法律・制度	6
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	11
1 子ども・子育て家庭の状況	11
2 児童福祉施設等の状況	22
3 第二期計画の進捗状況	29
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 計画の基本理念	43
2 計画の基本目標	43
3 計画の施策体系	44
第4章 施策の展開	47
基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	47
1 妊娠・出産期の子育て支援	47
2 子育て世帯の経済的負担の軽減支援	50
3 ひとり親家庭の支援	51
基本目標2 一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり	52
1 未就学期の子育て支援	52
2 就学期の子育て支援	54
3 障がい児等への支援	55
基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり	56
1 児童虐待防止対策	56
2 地域における子育て支援	57
第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策	61
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	61
2 計画の基本的記載事項	61
3 教育・保育事業等の提供区域	63

4 教育・保育の量の見込みと確保方策	63
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	66

第6章 計画の推進..... 79

1 関係機関等との連携	79
2 計画の進行管理及び点検・評価	79

資料編..... 83

1 幼児教育・保育施設及び地域型保育事業について	83
2 地域子ども・子育て支援事業一覧	85
3 ニーズ調査結果の概要	87

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。これに伴い、内質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障し、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施され、さらに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

天童市(以下「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「天童市子ども・子育て支援事業計画」、令和元年度に「第二期天童市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第二期天童市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第三期天童市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画の位置付け

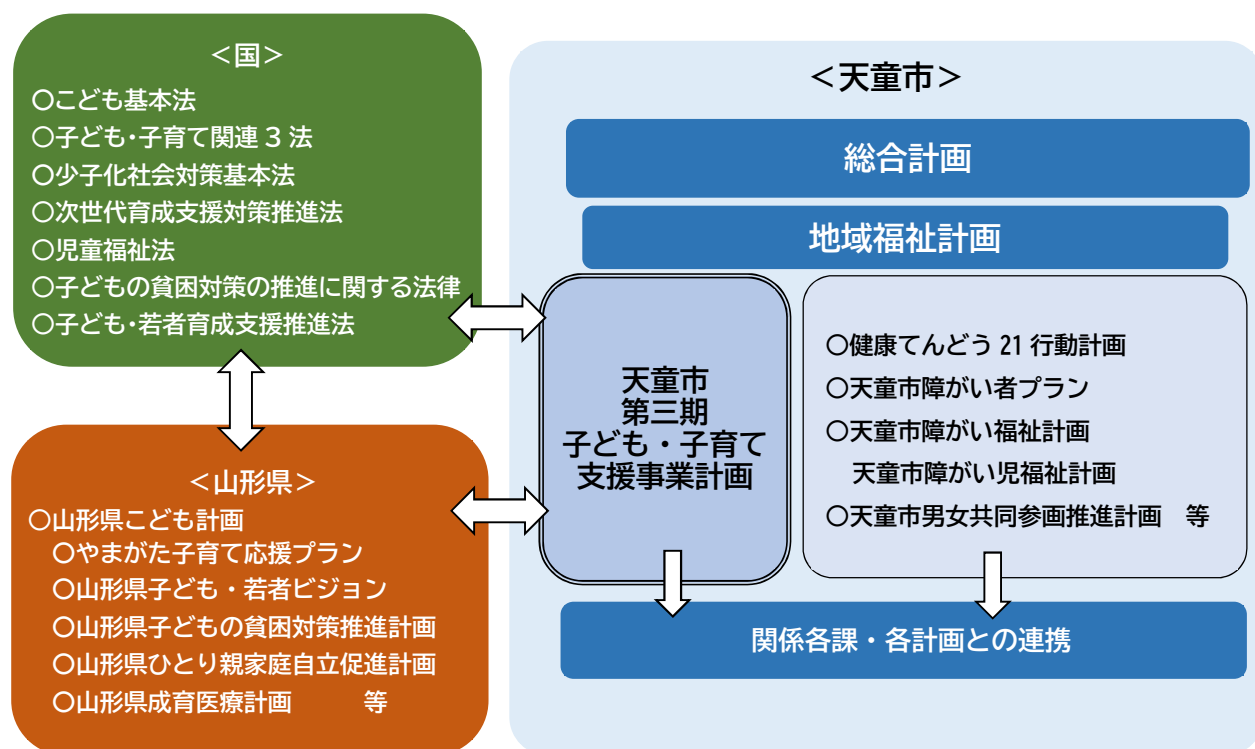
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に即して、策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取組を可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置づけます。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、“笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市 ～ともに明日をひらく てんどう～”を将来像とした「第七次天童市総合計画」と、「第二次天童市地域福祉計画」をはじめ、「第4次天童市障がい者プラン」、「第7期天童市障がい福祉計画・第3期天童市障がい児福祉計画」、「第四次天童市男女共同参画推進計画」との整合性を図りました。

■ 他計画等との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき令和7年度から令和11年度までの 5 年間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期天童市子ども・子育て支援事業計画									
					第三期天童市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画策定の体制

(1)計画の策定

計画の策定に当たって、市関係課による策定委員会等を設置し、計画(案)を作成しました。

計画(案)は天童市児童福祉審議会に諮問し、答申を受けました。

(2) 市民の意見を反映した計画づくり

子ども・子育てに関する課題や需要、利用状況や今後の利用希望等を把握するため、令和6年2月に、就学前児童の保護者 2,500 人と小学生(小学1年生と小学4年生)の保護者 1,000 人を対象にした「天童市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査」を実施しました。

また、広く市民の意見を聴取するため、令和7年2月にパブリックコメントを実施しました。

6 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 （⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。
27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。 （⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。
28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 （一部平成 29 年 4 月施行）

平成	法律・制度等	内容
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の状況

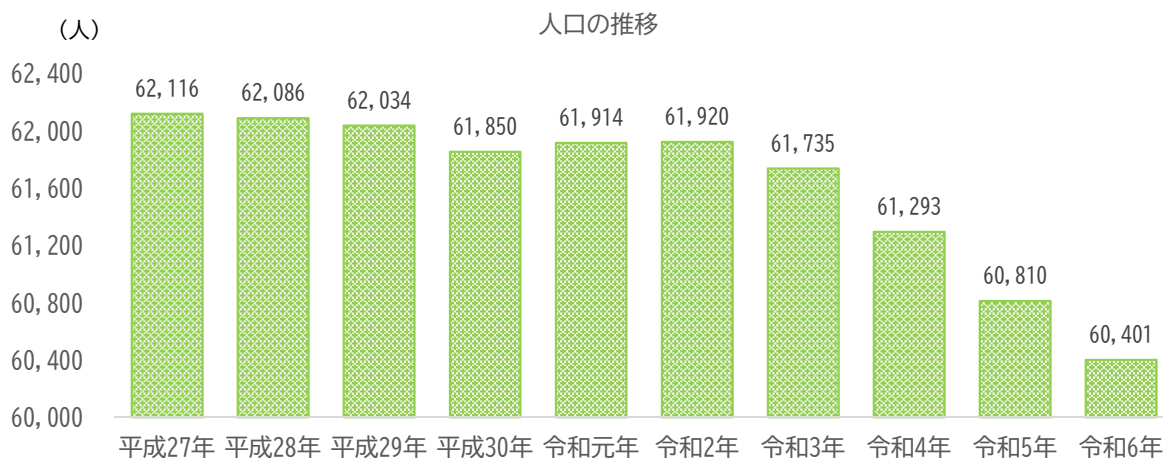
(1)人口の推移

本市の人口はゆるやかな減少傾向にあり、令和6年4月1日現在、60,401人となっています。過去10年間で最も多い平成27年と比較すると、1,715人減少しています。

■人口の推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	62,116	62,086	62,034	61,850	61,914	61,920	61,735	61,293	60,810	60,401



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2)年齢階層別人口(3区分)の推移

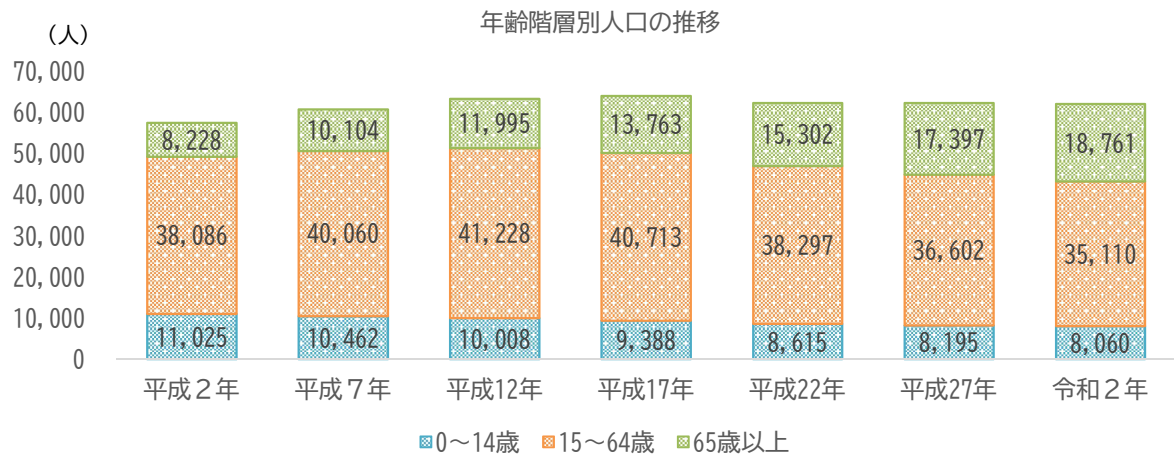
人口を年齢階層別に見てみると、15歳未満の年少人口は年々減少しており、平成2年と比較すると令和2年では2,965人減少しています。

一方、65歳以上の老年人口は年々増加しており、少子高齢化が進行しています。

■年齢階層別人口（3区分）の推移

(単位：人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	11,025	10,462	10,008	9,388	8,615	8,195	8,060
15～64歳	38,086	40,060	41,228	40,713	38,297	36,602	35,110
65歳以上	8,228	10,104	11,995	13,763	15,302	17,397	18,761
合計	57,339	60,626	63,231	63,864	62,214	62,194	61,931



資料：国勢調査

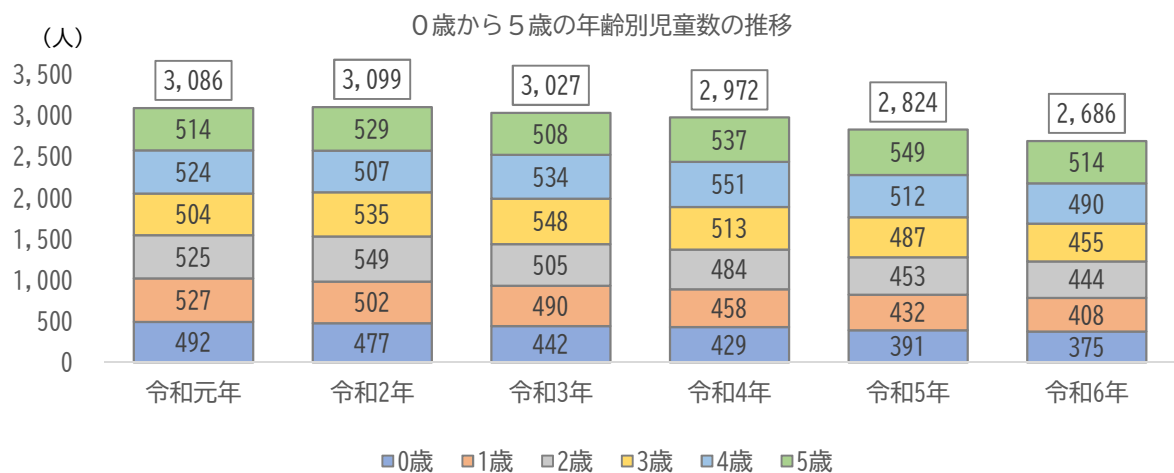
(3) 0歳から5歳の年齢別児童数

0歳から5歳の子どもの人口は減少傾向にあり、令和元年と比較すると令和6年では 400 人減少しています。令和6年4月1日現在、2,686人(13.0%減)となっています。

0歳から5歳の児童数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合計	3,086	3,099	3,027	2,972	2,824	2,686



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

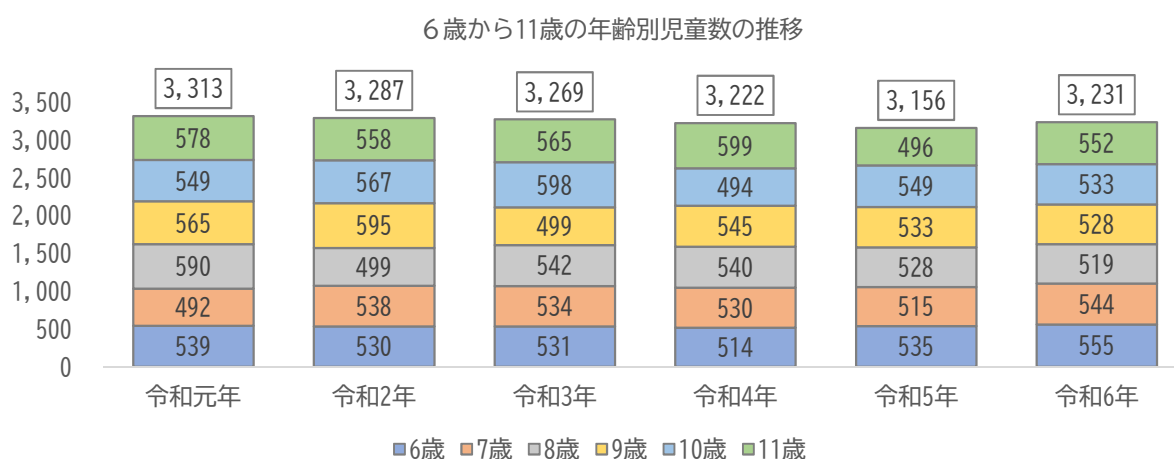
(4)6歳から 11 歳の年齢別児童数

6歳から11歳の子どもの人口は、令和元年から令和5年までは減少傾向にあり、令和6年では微増しています。令和6年4月1日現在、3,231人(2.5%減)となっています。

■ 6歳から 11歳の児童数の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合計	3,313	3,287	3,269	3,222	3,156	3,231



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(5)合計特殊出生率と出生数の推移

女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率を見てみると、本市の数値は全国値と山形県平均を上回って推移していますが、年々減少傾向にあり、令和5年は 1.39となっています。

出生数は、減少傾向にあり、令和5年は 397 人となっています。

■ 合計特殊出生率の推移

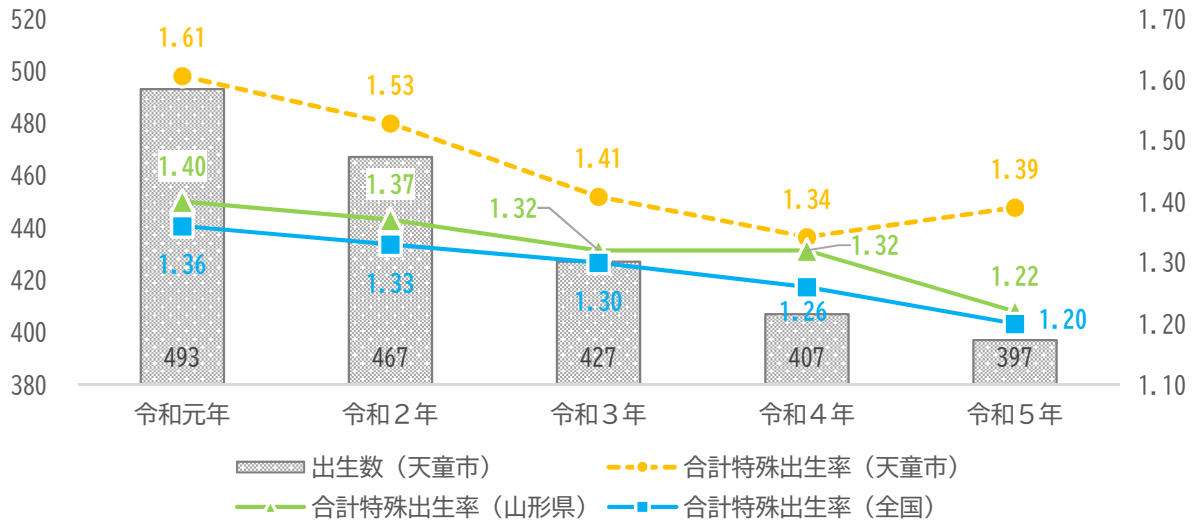
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
天童市	1.61	1.53	1.41	1.34	1.39
山形県	1.40	1.37	1.32	1.32	1.22
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

■ 出生数（天童市）の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	493	467	427	407	397

合計特殊出生率と出生数の推移



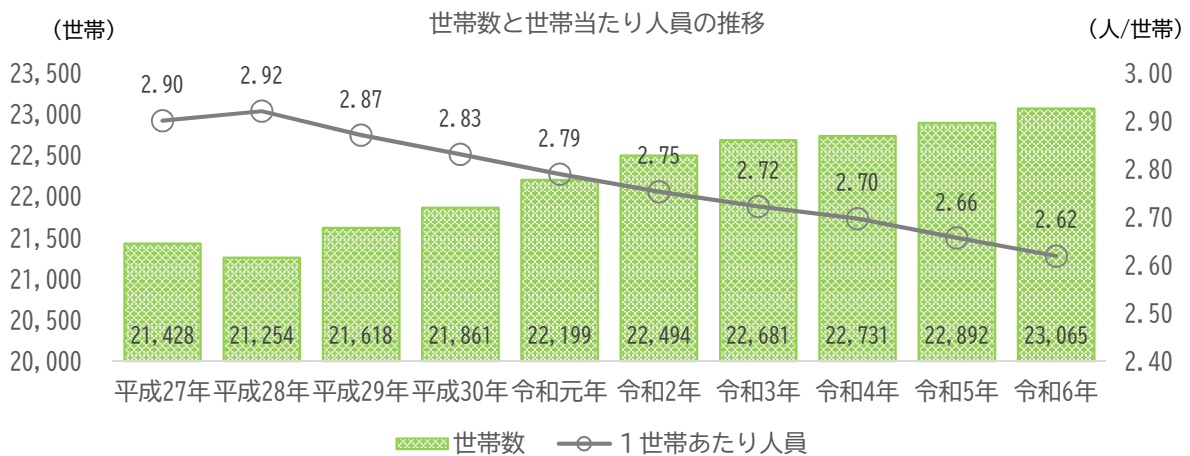
資料：山形県統計年鑑(全国のみ保健福祉統計年報)

(6)世帯数と世帯当たり人員数の推移

世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人員数は減少しており、世帯分離が進行していることが伺えます。

■世帯数と世帯当たり人員数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	21,428	21,254	21,618	21,861	22,199	22,494	22,681	22,731	22,892	23,065
人/世帯	2.90	2.92	2.87	2.83	2.79	2.75	2.72	2.70	2.66	2.62



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(7)女性の就業状況の推移

女性の就業率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向があります(M字カーブ)。本市では女性の就業が進み、20歳以降の女性の就業率が上昇しており、M字カーブはフラット化しています。

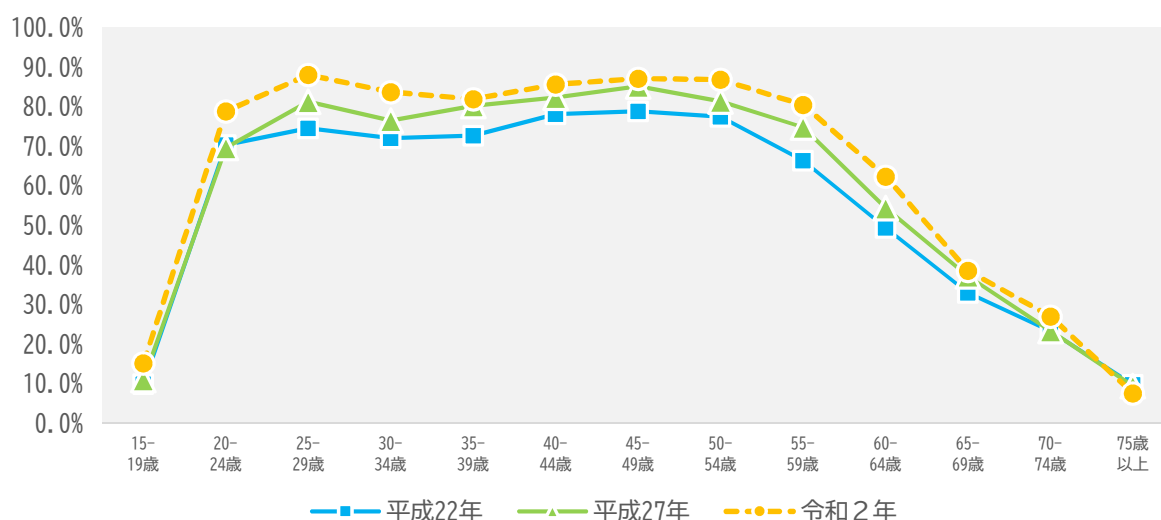
また、本市と全国の女性の就業率を比較すると、20歳から69歳までは本市が全国を上回っています。

■女性の年齢別労働力率の推移

(単位：%)

	15- 19歳	20- 24歳	25- 29歳	30- 34歳	35- 39歳	40- 44歳	45- 49歳	50- 54歳	55- 59歳	60- 64歳	65- 69歳	70- 74歳	75歳 以上
平成22年	9.9	70.2	74.4	71.9	72.6	78.0	78.7	77.3	66.3	49.3	32.9	23.2	9.7
平成27年	10.9	69.5	81.1	76.4	80.1	82.2	85.0	81.2	74.7	54.3	37.1	23.3	9.4
令和2年	15.1	78.7	87.9	83.6	81.8	85.5	86.9	86.7	80.3	62.2	38.5	26.9	7.5

女性の年齢別労働力率の推移



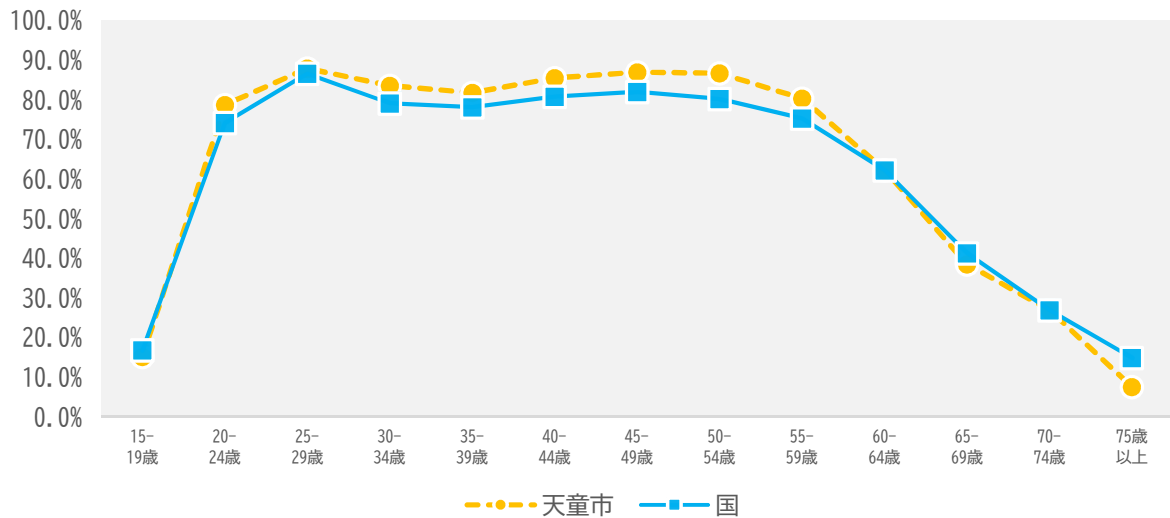
資料：国勢調査

■本市と全国の比較（令和2年）

(単位：%)

	15- 19歳	20- 24歳	25- 29歳	30- 34歳	35- 39歳	40- 44歳	45- 49歳	50- 54歳	55- 59歳	60- 64歳	65- 69歳	70- 74歳	75歳 以上
天童市	15.1	78.7	87.9	83.6	81.8	85.5	86.9	86.7	80.3	62.2	38.5	26.9	7.5
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9

本市と全国の女性の就業状況の比較



資料：国勢調査

(8) 幼児教育・保育施設の利用児童数の推移

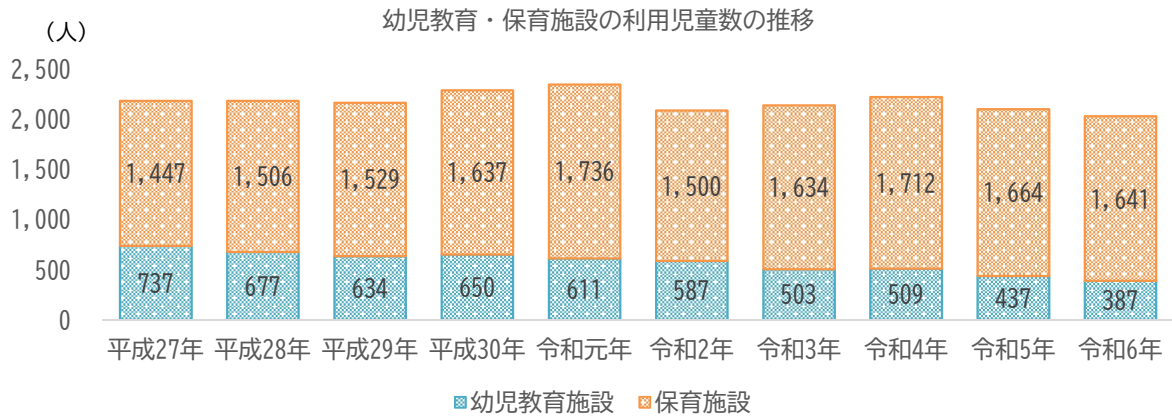
幼児教育施設を利用している児童数は減少していますが、保育施設を利用する児童数は増加しています。年齢別の利用児童数では全ての年齢で増減を繰り返していますが、利用児童割合をみると、1歳児、2歳児の利用割合は上昇が見られます。

■ 幼児教育・保育施設の利用児童数の推移

(単位：人)

	幼児教育施設児童数	保育施設児童数	合計児童数
平成 27 年	737	1,447	2,184
平成 28 年	677	1,506	2,183
平成 29 年	634	1,529	2,163
平成 30 年	650	1,637	2,287
令和元年	611	1,736	2,347
令和 2 年	587	1,500	2,087
令和 3 年	503	1,634	2,137
令和 4 年	509	1,712	2,221
令和 5 年	437	1,664	2,101
令和 6 年	387	1,641	2,028

各年4月1日現在



■年齢別幼児教育・保育施設の利用児童数の推移

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成27年	101	234	312	456	552	529
平成28年	94	252	291	496	484	566
平成29年	111	250	326	475	528	473
平成30年	120	291	348	495	504	529
令和元年	154	313	376	493	509	502
令和2年	105	222	324	485	468	483
令和3年	100	253	307	507	499	471
令和4年	103	264	323	483	533	515
令和5年	84	239	310	459	482	527
令和6年	73	251	306	436	469	493

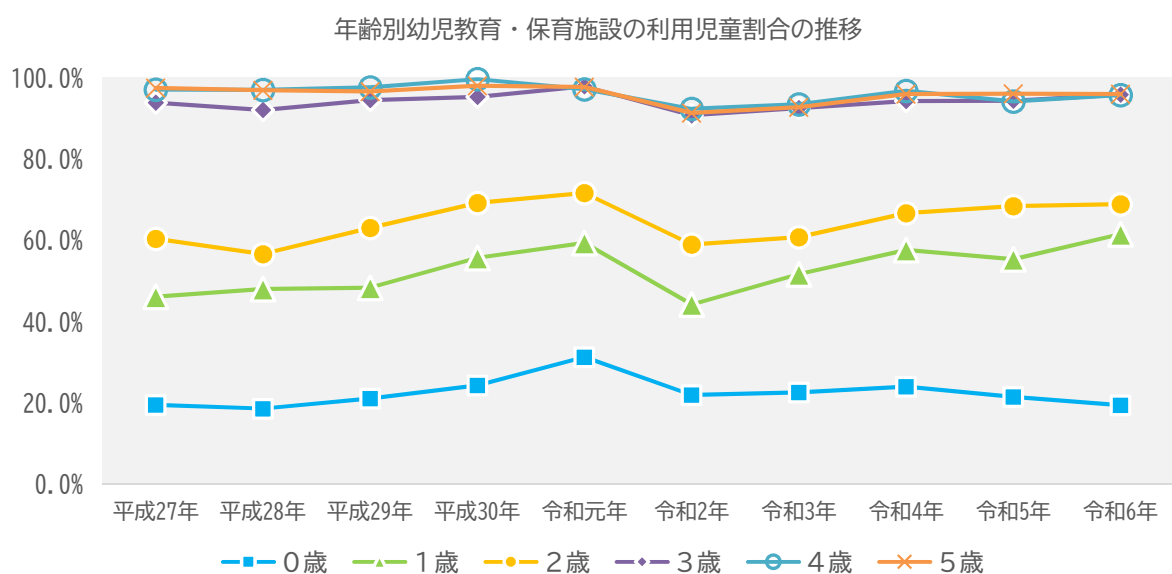
各年4月1日現在

■年齢別幼児教育・保育施設の利用児童割合の推移

(単位：%)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成27年	19.6	46.2	60.3	93.8	97.0	97.4
平成28年	18.7	48.0	56.6	92.0	97.0	96.9
平成29年	21.1	48.4	63.1	94.4	97.6	96.5
平成30年	24.3	55.6	69.2	95.2	99.6	98.0
令和元年	31.3	59.4	71.6	97.8	97.1	97.7
令和2年	22.0	44.2	59.0	90.7	92.3	91.3
令和3年	22.6	51.6	60.8	92.5	93.4	92.7
令和4年	24.0	57.6	66.7	94.2	96.7	95.9
令和5年	21.5	55.3	68.4	94.3	94.1	96.0
令和6年	19.5	61.5	68.9	95.8	95.7	95.9

各年4月1日現在



(9)放課後児童クラブ利用児童数の推移

放課後児童クラブは、共働き家庭等の児童の放課後における遊びと生活の場として、市内全ての小学校区に設置しています。

近年、利用児童数は増加しており、児童数に占める利用割合は全体的に上昇しています。令和6年の小学1年生の利用児童数は 394 人となり、平成27 年の 243 人と比較すると1.62 倍となっています。令和6年の小学1年生の利用率は 71.0%に達しています。

■学年別利用児童数の推移

(単位：人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成 27 年	243	246	196	106	83	56	930
平成 28 年	257	234	215	148	69	57	980
平成 29 年	307	257	210	168	104	48	1,094
平成 30 年	267	295	223	167	114	60	1,126
令和元年	328	268	256	167	111	64	1,194
令和2年	318	310	225	209	107	71	1,240
令和3年	328	311	271	174	141	67	1,292
令和4年	337	327	277	205	115	93	1,354
令和5年	373	336	276	208	130	56	1,379
令和6年	394	362	310	206	137	70	1,479

各年5月1日現在

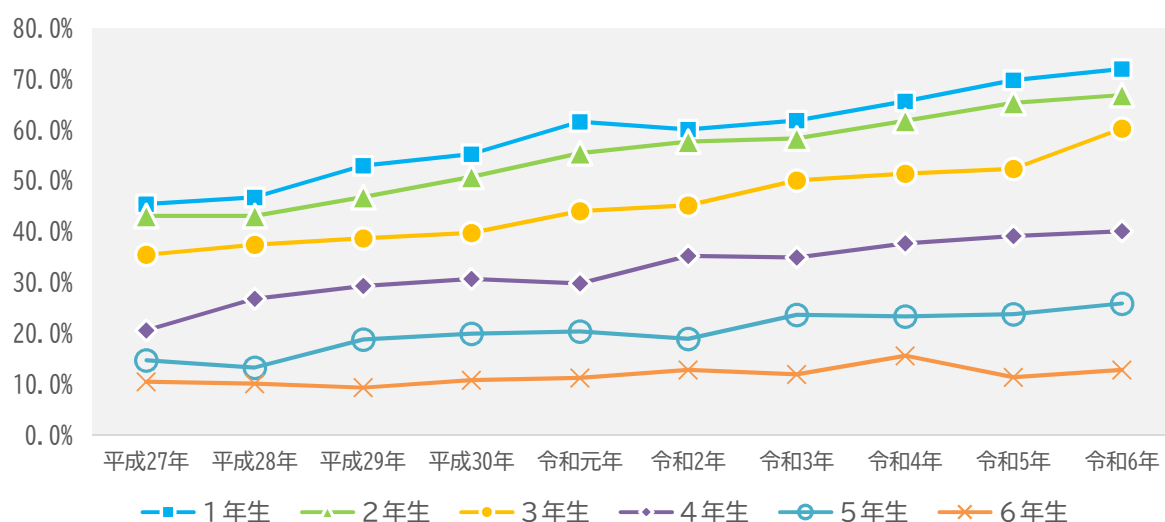
■学年別利用児童割合の推移

(単位：％)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成27年	45.3	43.0	35.4	20.5	14.7	10.4	28.3
平成28年	46.6	43.0	37.3	26.7	13.2	10.0	29.5
平成29年	52.9	46.7	38.6	29.3	18.7	9.3	32.9
平成30年	55.2	50.7	39.7	30.6	19.9	10.8	34.1
令和元年	61.5	55.4	44.0	29.8	20.3	11.2	36.4
令和2年	60.0	57.6	45.1	35.1	18.9	12.7	37.7
令和3年	61.8	58.2	50.0	34.9	23.6	11.9	39.5
令和4年	65.6	61.7	51.3	37.6	23.3	15.5	42.0
令和5年	69.7	65.2	52.3	39.0	23.7	11.3	43.7
令和6年	71.0	66.5	59.7	39.0	25.7	12.7	46.2

各年5月1日現在

学年別利用児童割合の推移



(10)放課後子ども教室の参加児童数の推移

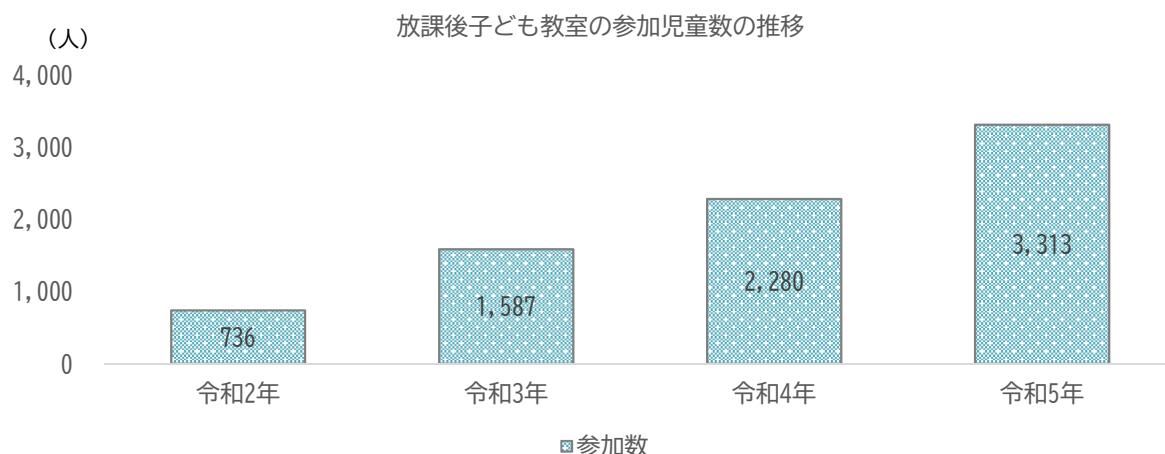
放課後子ども教室は、全ての児童を対象として、他学年児童や地域の大人との交流を通じた社会性の習得、豊かな体験活動による心身ともに健やかな児童の育成を目的に、各小学校区にある公民館を中心に活動を行っています。

令和2年から令和4年のコロナ禍を経て、令和5年には延べ3,000人を超える児童が活動に参加しています。

■放課後子ども教室の参加児童数の推移

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
参加数	736	1,587	2,280	3,313	-



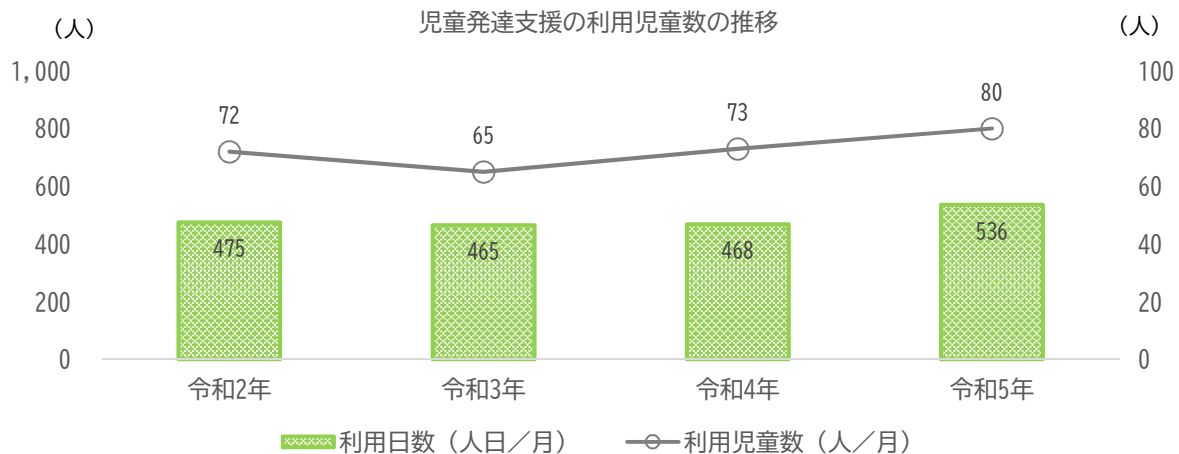
(11)障がい児福祉サービス利用児童数の推移

①児童発達支援の利用児童数の推移

児童発達支援は、障がいのある未就学児に対し、生活における基本的動作の習得や集団生活への適応を支援する事業です。

■児童発達支援の利用児童数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用児童数（人/月）	72	65	73	80	-
利用日数（人日/月）	475	465	468	536	-

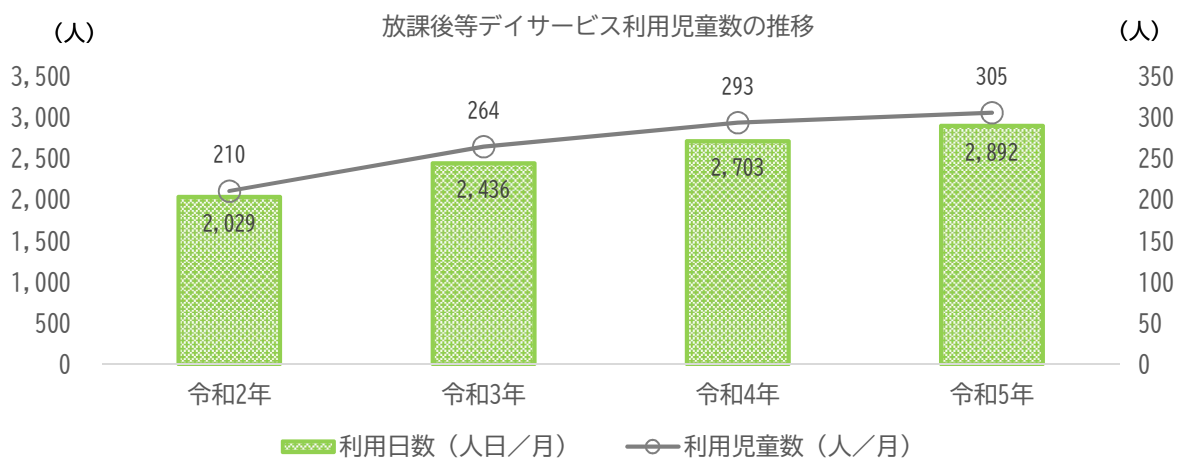


②放課後等デイサービス利用児童数の推移

放課後等デイサービスは、障がいのある就学児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。利用児童数、利用日数ともに年々増加しています。

■放課後等デイサービス利用児童数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用児童数 (人/月)	210	264	293	305	-
利用日数 (人日/月)	2,029	2,436	2,703	2,892	-



2 児童福祉施設等の状況

本市の就学前施設は、令和6年4月1日現在、認定こども園が9か所、認可保育所が14か所（公立4か所、私立10か所）、小規模保育事業が8か所、認証保育所が1か所、届出保育施設が2か所、企業主導型保育事業が2か所及び幼稚園が3か所となっています。本市の施設整備計画等に基づき、施設整備を行っています。

放課後児童クラブは大幅に増加しており、令和6年4月1日現在、30か所となっています。放課後子ども教室は12か所で開催しています。

障がいのある児童のための障がい児通所支援施設は、児童発達支援事業所が6か所、放課後等デイサービスが17か所あります。

(1)認定こども園

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	あけぼの幼稚園	北久野本 5-11-31	95	生後 2 ヶ月～就学前
2	天童みくに幼稚園	三日町 2-6-29	63	生後 6 ヶ月～就学前
3	星幼稚園天童	駅西 1-11-1	85	満 1 歳～就学前
4	にこにこ子どもの家	一日町 1-13-24	78	生後 2 ヶ月～就学前
5	キンダー水木こども園	大字成生 930	95	生後 2 ヶ月～就学前
6	天童東幼稚園	大字干布字奈良沢 728	100	満 1 歳～就学前
7	天童しぜん幼稚園	大字干布 724	145	生後 5 ヶ月～就学前
8	天童なでしここども園	大字山口 1917-1	36	生後 6 ヶ月～就学前
9	つばさのもり愛宕こども園	天童中 3-1-32	141	生後 2 ヶ月～就学前
計			838	

(2)認可保育所

【公立保育園】

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	舞鶴保育園	小路 1-5-11	80	満 1 歳～就学前
2	さくら保育園	老野森 1-8-3	100	満 1 歳～就学前
3	みどり保育園	大字長岡 1635	60	満 1 歳～就学前
4	いなほ保育園	大字蔵増 644-1	60	満 1 歳～就学前
計			300	

【私立保育園】

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	小百合保育園	大字干布 569-3	100	生後 6 ヶ月～就学前
2	小百合第二保育園	芳賀タウン南 4-12-23	150	生後 6 ヶ月～就学前
3	あけぼの保育園	北久野本 5-10-7	80	生後 2 ヶ月～就学前
4	つばさのもり保育園	東久野本 2-8-77	100	生後 2 ヶ月～就学前
5	つぐみ保育園	東芳賀 3-7-19	38	生後 3 ヶ月～就学前
6	つぐみ・ドウ・ほいくえん	芳賀タウン南 1-7-10	69	生後 3 ヶ月～就学前
7	ほし保育園	駅西 1-10-21	80	満 1 歳～就学前
8	ながおか保育園	東長岡 4-5-6	130	生後 6 ヶ月～就学前
9	つくし保育園	乱川 2-6-26	54	生後 2 ヶ月～就学前
10	ひまわり保育園	久野本 3-9-32	40	生後 3 ヶ月～就学前
計			841	

(3)小規模保育事業

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	にこにこ子どもの家 I. C	一日町 3-7-1	18	生後 2 ヶ月～満 3 歳
2	ちゅうりっぷ保育園	大字乱川 1254-1	18	生後 2 ヶ月～満 3 歳
3	あそか保育園	大字奈良沢 133	19	生後 5 ヶ月～満 3 歳
4	なのはな保育園	久野本 3-9-31	19	生後 3 ヶ月～満 3 歳
5	be' be' クレッシュ・つぐみ	芳賀タウン南 1-7-2	18	生後 3 ヶ月～満 3 歳
6	こばと保育園	長岡北 4-6-8	18	生後 2 ヶ月～満 3 歳
7	かしのき保育園	芳賀タウン北 3-6-34	19	生後 2 ヶ月～満 3 歳
8	みみちゃんベビールーム	東久野本 2-5-47	19	生後 4 ヶ月～満 3 歳
計			148	

(4)認証保育所

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	天童ベビーホーム	本町 1-3-28	20	生後 2 ヶ月～満 3 歳
計			20	

(5)届出保育施設等

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	ポポラー山形天童園	鎌田 1-6-8	41	生後 2 ヶ月～満 10 歳
2	プレイルーム	北久野本 5-11-31		休止中
計			41	

(6)企業主導型保育事業

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	T Fキッズ保育園 天童	鎌田 1-6-30	45	生後 6 ヶ月～就学前
2	まませる心保育園 天童園	中里 7-3-33	12	生後 6 ヶ月～就学前
計			57	

(7)幼稚園

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	たかだま幼稚園	大字清池 1501	90	満 2 歳～就学前
2	天童幼稚園	小路 2-1-45	180	満 2 歳～就学前
3	蔵増幼稚園	大字蔵増甲 1083	75	満 2 歳～就学前
計			345	

(8)利用者支援事業

No	施設名	所在地	種別	利用者支援職員名称
1	天童市健康センター (こども家庭センター)	駅西 5-2-2	こども家庭センター型	母子保健支援専門員 (2 人)
2	天童市子育て支援課	老野森 1-1-1	特定型	保育利用者支援員 (1 人)
3	天童市子育て未来館「げんキッズ」	芳賀タウン北 2-7-18	基本型	子育て支援員 (2 人)

(9)地域子育て支援拠点

No	施設名	所在地	備考
1	天童市子育て未来館「げんキッズ」	芳賀タウン北 2-7-18	
2	天童市わらべ館	本町 1-1-2	パルテ内
3	かんがるーむ	芳賀タウン南 4-12-23	小百合第二保育園内
4	子育て支援センターつばさ	東久野本 2-8-77	つばさのもり保育園内
5	子育て支援センターあたご	天童中 3-1-32	つばさのもり愛宕こども園内

6	ながおか子育て支援センター	東長岡 4-5-6	ながおか保育園内
7	キンダー水木子育て支援センター	大字成生 930	キンダー水木こども園内
8	かしのき子育て支援センター	芳賀タウン北 3-10-12	
9	子育て支援センターつながり	芳賀タウン北 5-12-8	

(10)一時預かり施設

No	施設名	所在地	対象	保育時間
1	天童市子育て未来館 「げんキッズ」	芳賀タウン北 2-7-18	生後 6 ヶ月～就学前	9：00～18：00 (最大 5 時間)
2	小百合保育園	大字干布 569-3	生後 6 ヶ月～就学前	8：30～16：30
3	小百合第二保育園	芳賀タウン南 4-12-23	生後 6 ヶ月～就学前	8：30～16：30
4	T F キッズ保育園 天童	鎌田 1-6-30	生後 6 ヶ月～就学前	7：00～19：30
5	キンダー水木こども園	大字成生 930	満 1 歳～就学前	8：30～16：30
6	子育て支援センター つながり	芳賀タウン北 5-12-8	満 1 歳～就学前	9：00～16：00

(11)病児・病後児保育施設

【病児対応型】

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	病児病後児保育室「にじいろ」	鎌田 1-6-30	1 日 3 人	満 1 歳～就学前
2	病児・病後児保育室つぐみ	芳賀タウン南 1-7-2	1 日 2 人	生後 6 か月～就学前

【病後児対応型】

No	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	病後児保育室「きらきら」	駅西 5-2-2	1 日 2 人	満 1 歳～小学 6 年生
2	病児病後児保育室「にじいろ」	鎌田 1-6-30	1 日 3 人	満 1 歳～就学前
3	病児・病後児保育室つぐみ	芳賀タウン南 1-7-2	1 日 2 人	生後 6 か月～就学前
4	キンダー水木こども園病後児保育室	大字成生 930	1 日 4 人	満 1 歳～小学 6 年生

(12)ファミリー・サポート・センター

No	施設名	所在地	支援対象
1	天童ファミリー・サポート・センター	天童市子育て未来館「げんキッズ」内	生後 6 ヶ月～小学 6 年生

(13)放課後児童クラブ

No	クラブ名	所在地	規模人数(人)	施設利用形態
1	天童南部学童保育所	田鶴町 4-2-10	69	専用施設
2	天童南部第二学童保育所	駅西 4-10-12	60	専用施設
3	天童南部第三学童保育所	田鶴町 4-2-10	40	学校施設利用
4	天童南部第四学童保育所	田鶴町 4-2-10	62	専用施設
5	天童南部第五学童保育所	田鶴町 4-2-1	70	専用施設
6	天童南部第六学童保育所	田鶴町 4-2-1	70	専用施設
7	天童中央学童保育所	老野森 2-6-37	99	専用施設
8	天童中央第二学童保育所	老野森 2-6-45	50	専用施設
9	天童中央第三学童保育所	老野森 1-8-16	93	専用施設
10	天童中央第四学童保育所	老野森 1-8-16	71	専用施設
11	天童中央第五学童保育所	老野森 2-6-45	50	専用施設
12	天童北部学童保育所	乱川 4-2-55	87	専用施設
13	天童北部第二学童保育所	乱川 4-2-51	38	専用施設
14	はらっぱクラブ	乱川 4-2-48	53	専用施設
15	成生児童クラブ	大字成生 927-1	54	専用施設
16	成生第二児童クラブ	大字成生 927-1	53	専用施設
17	蔵増いなほっ子児童クラブ	大字蔵増 643	51	専用施設
18	寺津児童クラブ	大字藤内新田 1657	41	専用施設
19	津山児童クラブ	大字貫津 2437-2	73	専用施設
20	山口児童クラブなでしこ	大字山口 1919	76	学校施設利用
21	高掬第一児童クラブ	大字長岡 1726	50	専用施設
22	高掬第二児童クラブ	大字長岡 1726	50	専用施設
23	高掬第三児童クラブ	大字長岡 1725	50	専用施設
24	高掬第四児童クラブ	大字長岡 1725	50	専用施設
25	高掬第五児童クラブ	大字高掬北 239	30	学校施設利用
26	長岡よつば児童クラブ	中里 5-3-1	125	専用施設
27	長岡よつば第二児童クラブ	中里 5-3-34	64	専用施設
28	長岡よつば第三児童クラブ	中里 5-3-33	61	専用施設
29	干布ひまわり児童クラブ	大字干布 579	70	専用施設
30	あらやっ子児童クラブ	大字荒谷 8445-2	40	専用施設
計			1,850	

(14)放課後子ども教室

No	教室名	所在地	主な活動場所
1	わくわく体験楽校	一日町 1-13-1	市立天童南部公民館
2	土曜いちょう楽校	老野森 2-6-1	市立天童中部公民館
3	土曜北斗の日	乱川 4-3-2	市立天童北部公民館
4	成生放課後子ども教室	大字高木 735	市立成生公民館
5	蔵増放課後子ども教室	大字蔵増南 672	市立蔵増公民館
6	寺津地区放課後子ども教室	大字藤内新田 1656	市立寺津公民館
7	津山放課後子ども教室	大字貫津 2434	市立津山公民館
8	山口コミュニティ楽校	大字山口 1969-1	市立山口公民館
9	高掬サタデー子どもプラン	大字清池 151-1	市立高掬公民館
10	長岡放課後子ども教室	東長岡 3-4-1	市立長岡公民館
11	干布放課後子ども教室	大字干布 580	市立干布公民館
12	荒谷子ども教室	大字荒谷 8445-1	市立荒谷公民館

(15)障がい福祉サービス等相談支援事業所

No	施設名	所在地	相談の主な対象
1	相談支援事業所 きらり	大字矢野目 2215	全障がいの方
2	地域生活支援センター 天花	老野森 2-10-12	全障がいの方
3	山形コロニー天童相談支援センター	芳賀タウン南 1-8-15	全障がいの方

(16)障がい児通所支援施設

【児童発達支援事業所（未就学児）】

No	施設名	所在地	支援の主な対象
1	天童児童発達支援センターつぼみ	大字矢野目 2215-2	全障がいの方
2	山形コロニー ういる天童	芳賀タウン南 1-8-15	全障がいの方
3	アーチ天童	駅西 2-8-32-101	全障がいの方
4	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」天童校	東芳賀 3-3-11	全障がいの方
5	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」天童中央校	糠塚 1-11-26 村山ビル 2 階	全障がいの方
6	Harmony オー！	北久野本 2-2-7	全障がいの方

【放課後等デイサービス事業所（小学１年生～高校３年生）】

No	施設名	所在地	支援の主な対象
1	放課後等デイサービス事業所 つばさ	大字矢野目 2195	全障がいの方
2	放課後等デイサービス事業所 わかば	大字矢野目 2215-2	全障がいの方
3	放課後等デイサービス事業所 あおば	大字矢野目 2215-2	全障がいの方
4	放課後等デイサービス事業所 よつば	小路 2-2-12	全障がいの方
5	放課後等デイサービス事業所 Harmony オー！	北久野本 2-2-7	全障がいの方
6	放課後等デイサービス事業所 Harmony 天童	久野本 2-6-25	全障がいの方
7	放課後等デイサービス事業所 Harmony 天笑	駅西 1-4-25	全障がいの方
8	放課後等デイサービス事業所 Harmony 天天	本町 2-5-8	全障がいの方
9	放課後等デイサービス事業所 めぐるの森	石鳥居 1-3-9	全障がいの方
10	放課後等デイサービス ハートテラス	長岡北 1-2-27-102	全障がいの方
11	放課後等デイサービス ハートテラス本町	本町 2-5-3	全障がいの方
12	放課後等デイサービス ハートテラス駅西	駅西 2-4-17	全障がいの方
13	山形コロニー シード天童	大字高揃 1751-8	全障がいの方
14	山形コロニー シード天童ながおか	東長岡 2-1-34	全障がいの方
15	アーチ天童	駅西 2-8-32-101	全障がいの方
16	子どもサポート教室「クラ・ゼミ」天童校	東芳賀 3-3-11	全障がいの方
17	子どもサポート教室「クラ・ゼミ」天童中央校	糠塚 1-11-26 村山ビル 2 階	全障がいの方

3 第二期計画の進捗状況

子ども・子育て支援事業計画では、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ)及び「確保方策」(確保量とその実施時期)を定めています。第二期天童市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は次のとおりです。

(1) 幼児教育・保育及び地域型保育の進捗状況

上段：第二期計画値 下段：実績値

		1 年目（令和2年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定 (幼稚園・認定こども園)	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望 (認定こども園)	左記以外	0歳	1・2歳
A 量の見込み（必要利用定員数）		575人 (587人)	160人 (173人)	800人 (723人)	150人 (133人)	650人 (597人)
保育利用率					30.7% (27.9%)	62.3% (56.8%)
B 確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園・保育所)	820人 (795人)	192人 (192人)	784人 (784人)	113人 (113人)	468人 (468人)
	確認を受けない幼稚園	0人 (0人)				
	地域型保育事業施設				42人 (42人)	102人 (102人)
	企業主導型保育施設の地域枠				7人 (0人)	14人 (0人)
	幼稚園及び預かり保育 (一時預かり事業)			0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
	計	820人 (795人)	192人 (192人)	784人 (784人)	162人 (155人)	584人 (570人)
B-A		245人 (208人)		16人 (80人)	12人 (22人)	▲66人 (▲27人)
【参考】認証保育所・児童館				131人 (150人)	19人 (17人)	102人 (90人)
確保の内容		(計画：前年度施設整備の内容) ○認定こども園：1か所 ○認可保育所：2か所 ○小規模保育事業所：4か所 (実績) 【認定こども園移行】1か所 【認可保育所移行】1か所 【小規模保育事業所創設】4か所 【小規模保育事業所移行】1か所 ※成生児童館閉館				

		2 年目（令和 3 年度）				
		【1 号認定】 3-5 歳 教育標準時間認定 (幼稚園・認定こども園)	【2 号認定】 3-5 歳 保育認定		【3 号認定】 0-2 歳 保育認定	
			学校教育利用希望 (認定こども園)	左記以外	0 歳	1・2 歳
A 量の見込み（必要利用定員数）		550人 (503人)	180人 (272人)	810人 (747人)	160人 (122人) 32.8% (27.6%)	675人 (611人) 64.7% (61.4%)
保育利用率						
B 確保 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園・保育所)	610人 (585人)	342人 (342人)	784人 (799人)	123人 (123人)	518人 (528人)
	確認を受けない幼稚園	0人 (0人)				
	地域型保育事業施設				42人 (42人)	102人 (102人)
	企業主導型保育施設の地域枠				10人 (0人)	20人 (0人)
	幼稚園及び預かり保育 (一時預かり事業)			0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
	計	610人 (585人)	342人 (342人)	784人 (799人)	175人 (165人)	640人 (630人)
B－A		60人 (82人)		136人 (122人)	15人 (43人)	▲35人 (19人)
【参考】認証保育所・児童館				131人 (150人)	19人 (15人)	72人 (85人)
確保の内容		(計画：前年度施設整備の内容) ○認定こども園：2 か所 ○企業主導型保育事業所：1 か所 (実績) 【認定こども園移行】2 か所 【認可保育所移行】1 か所				

		3年目（令和4年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定 (幼稚園・認定こども園)	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望 (認定こども園)	左記以外	0歳	1・2歳
A 量の見込み（必要利用定員数）		525人 (509人)	210人 (366人)	820人 (693人)	170人 (127人)	700人 (654人)
保育利用率					34.9% (29.6%)	67.2% (69.4%)
B 確保 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園・保育所)	625人 (576人)	387人 (433人)	814人 (739人)	123人 (129人)	563人 (541人)
	確認を受けない幼稚園	0人 (0人)				
	地域型保育事業施設				45人 (45人)	118人 (118人)
	企業主導型保育施設の地域枠				10人 (0人)	20人 (0人)
	幼稚園及び預かり保育 (一時預かり事業)			0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
	計	625人 (576人)	387人 (433人)	814人 (739人)	178人 (174人)	701人 (659人)
B-A		100人 (67人)		171人 (113人)	8人 (47人)	1人 (5人)
【参考】認証保育所・児童館				40人 (60人)	9人 (7人)	48人 (25人)
確保の内容		(計画：前年度施設整備の内容) ○認定こども園：1か所 ○認可保育所：1か所 ○小規模保育事業所：1か所		(実績) 【認定こども園移行】2か所 【認可保育所移行】1か所 【小規模保育事業所移行】1か所 ※山口児童館閉館		

		4 年目（令和5年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定 (幼稚園・認定こども園)	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望 (認定こども園)	左記以外	0歳	1・2歳
A 量の見込み（必要利用定員数）		500人 (437人)	235人 (389人)	825人 (672人)	180人 (93人)	725人 (632人)
保育利用率					37.0% (23.8%)	69.7% (71.4%)
B 確保 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園・保育所)	625人 (616人)	387人 (398人)	814人 (739人)	123人 (129人)	563人 (541人)
	確認を受けない幼稚園	0人 (0人)				
	地域型保育事業施設				51人 (45人)	150人 (118人)
	企業主導型保育施設の地域枠				10人 (0人)	20人 (0人)
	幼稚園及び預かり保育 (一時預かり事業)			0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
	計	625人 (616人)	387人 (398人)	814人 (739人)	184人 (174人)	733人 (659人)
B-A		125人 (179人)	141人 (76人)		4人 (81人)	8人 (27人)
【参考】認証保育所・児童館				40人 (60人)	9人 (7人)	48人 (25人)
確保（整備）の内容		(計画：前年度施設整備の内容) ○小規模保育事業所：2か所		(実績) 変更なし		

		5年目（令和6年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定 (幼稚園・認定こども園)	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望 (認定こども園)	左記以外	0歳	1・2歳
A 量の見込み（必要利用定員数）		475人 (387人)	260人 (400人)	830人 (652人)	190人 (91人)	750人 (612人)
保育利用率					39.2% (24.3%)	72.3% (71.8%)
B 確保 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園・保育所)	625人 (512人)	387人 (423人)	814人 (724人)	123人 (128人)	563人 (537人)
	確認を受けない幼稚園	0人 (0人)				
	地域型保育事業施設				57人 (42人)	182人 (106人)
	企業主導型保育施設の地域枠				10人 (0人)	20人 (0人)
	幼稚園及び預かり保育 (一時預かり事業)			0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
	計	625人 (512人)	387人 (423人)	814人 (724人)	190人 (170人)	765人 (643人)
B－A		150人 (125人)	111人 (95人)		0人 (79人)	15人 (31人)
【参考】認証保育所・児童館				40人 (0人)	9人 (7人)	48人 (13人)
確保の内容		(計画：前年度施設整備の内容) ○小規模保育事業所：2か所		(実績) 【小規模保育事業所閉所】1か所 ※寺津児童館閉館		

(2)地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

地域子ども・子育て支援事業について、第二期計画の進捗状況は次のとおりです。

①利用者支援事業

ア 基本型・特定型

(実施箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	2か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
B 確保方策	2か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
C 実績	2か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
【評価及び課題等】 ・令和2年度から子育て未来館「げんキッズ」に専門職員を配置し、子育てに関する相談等を行いました。 ・子育て支援課に保育利用者支援員1名を配置し、保育所や各種サービス利用についての情報提供を継続して行いました。 ・令和6年度より重層的支援体制中の事業の一環として位置付けられるため、相談機能の強化及び関係機関とのネットワーク整備が一層重要となります。					

イ 母子保健型

(実施箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	2か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
B 確保方策	2か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
C 実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
【評価及び課題等】 ・健康センターに母子保健コーディネーターを配置し、相談業務を行いました。 ・令和6年度から母子保健機能と児童福祉機能の両機能を備え、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から切れ目のない相談支援体制の充実を図っています。 ・複雑多様化する相談に対応するために、母子保健コーディネーターに加え、社会福祉士も配置し、職員体制を拡充しながら相談業務を行っています。					

②延長保育事業(時間外保育事業)

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	12,890人	13,000人	13,080人	13,160人	13,240人
B 確保方策	12,890人	13,000人	13,080人	13,160人	13,240人
C 実績	11,100人	10,500人	13,200人	12,900人	
【評価及び課題等】 ・施設整備が進んだことで、延長保育事業を実施する施設が増加したことから、需要に対する受入れ体制が確保できる状況となっています。					

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

※量の見込み①…低学年(小学1年生から小学3年生)

量の見込み②…高学年(小学4年生から小学6年生)

(実人数)

上段：第二期計画値 下段：実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	900人 (853人)	990人 (910人)	1,020人 (941人)	1,080人 (985人)	1,110人 (1,066人)
量の見込み②	390人 (387人)	390人 (382人)	440人 (413人)	460人 (394人)	500人 (413人)
A 量の見込み (①+②)	1,290人 (1,240人)	1,380人 (1,292人)	1,460人 (1,354人)	1,540人 (1,379人)	1,610人 (1,479人)
B 確保方策	1,654人 (1,654人)	1,789人 (1,789人)	1,789人 (1,789人)	1,789人 (1,822人)	1,789人 (1,850人)
B-A	364人 (414人)	409人 (497人)	329人 (435人)	249人 (443人)	179人 (371人)
【評価及び課題等】 ・入所児童の増加に伴う受け皿確保と保育環境の改善を図るため、児童クラブの創設や拡充等の施設整備を行いました。 ○ 創設 天童中央第五学童保育所、高嶺第三・第四・第五児童クラブ ○ 移転 天童中央第二学童保育所、成生第二児童クラブ ○ 拡充 干布ひまわり児童クラブ					

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
B 確保方策	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
C 実績	0人日	0人日	2人日	1人日	
【評価及び課題等】 ・令和2年度から「乳児院はやぶさ」において2歳児未満の乳幼児も利用可能となりました。 ・令和4年度から「寒河江学園（児童養護施設）」に委託し、3歳から小学生の利用が可能となりました。 ・保護者が児童と共にレスパイト・ケアを受けたり、緊急一時的な親子の保護が出来るよう、児童養護施設等との調整が必要です。					

⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

(実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	490人	490人	490人	490人	485人
B 確保方策	490人	490人	490人	490人	485人
C 実績	460人	432人	404人	394人	
【評価及び課題等】 ・生後4か月未満の乳児がいる家庭への訪問を行いました。 ・里帰り出産等により、市外に長期滞在されている方については、滞在先の市町村に訪問を依頼しています。					

⑥養育支援訪問事業

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	180人日	200人日	220人日	240人日	250人日
B 確保方策	180人日	200人日	220人日	240人日	250人日
C 実績	168人日	88人日	88人日	163人日	
【評価及び課題等】 ・妊娠届出時から支援が必要な特定妊婦や要支援家庭を把握し、助産師・保健師等の専門職が、妊娠期から産後まで継続した訪問支援を行っています。 ・不適切な養育環境にある家庭等、虐待のおそれやリスクを抱え、特に育児や家事援助が必要な家庭に対し、ヘルパーの派遣を行っています。(令和6年度からは子育て世帯訪問支援事業へ移行)					

⑦地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

※対象は0～2歳児 (延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	22,240人回	22,410人回	22,580人回	22,920人回	22,920人回
B 確保方策	22,240人回	22,410人回	22,580人回	22,920人回	22,920人回
C 実績	15,110人回	18,110人回	28,881人回	46,718人回	
【評価及び課題等】 ・新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、感染拡大防止対策として、「げんキッズ」「わらべ館」の利用制限等を実施したため、令和2年度及び令和3年度は利用者数が減少しました。 ・令和2年4月に「キンダー水木子育て支援センター」及び「かしのき子育て支援センター」、令和4年10月に「子育て支援センターつながり」が新たに開所されたことにより、利用者が増加しました。 ・施設ごとに利用人数に大きな差が生じており、PRの強化など、利用人数の少ない施設の利用を促進する取組みが継続して必要となります。					

⑧一時預かり事業

ア 幼稚園等(在園児を対象)

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	8,740人日	8,870人日	9,010人日	9,140人日	9,270人日
B 確保方策	8,740人日	8,870人日	9,010人日	9,140人日	9,270人日
C 実績	26,088人日	26,700人日	35,568人日	36,981人日	
【評価及び課題等】 ・令和2年度以降に保育所等から認定こども園への移行や幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行があったことにより、受入れ体制が拡大されました。					

イ 保育所等

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	2,920人日	3,040人日	3,170人日	3,300人日	3,420人日
B 確保方策	2,920人日	3,040人日	3,170人日	3,300人日	3,420人日
C 実績	3,084人日	1,763人日	2,162人日	2,807人日	
【評価及び課題等】 ・令和2年4月に「キンダー水木こども園（認定こども園）」、令和4年10月に「子育て支援センターつながり（地域子育て支援拠点）」が新たに一時預かり事業を開始し、受入れ施設の拡大に繋がりました。					

⑨病児保育事業(病児・病後児保育)

ア 病児対応型

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	100人日	140人日	180人日	220人日	270人日
B 確保方策	100人日	140人日	180人日	220人日	270人日
C 実績	5人日	64人日	41人日	19人日	
【評価及び課題等】 ・受入れ施設の整備は進んでいるものの、実際の利用は当初の需要見込みを大きく下回りました。 ・令和3年度から山形連携中枢都市圏に係る連携事業により、村山地区内の自治体において施設の相互利用が開始されました。 ・事業の特性上、当日の利用希望といった緊急性が生じる場合もありますが、利用には予約などの手続きが必要となるため、手続きの効率化や利便性の向上が必要となります。					

イ 病後児対応型

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	190人日	210人日	230人日	250人日	270人日
B 確保方策	190人日	210人日	230人日	250人日	270人日
C 実績	98人日	205人日	133人日	168人日	
【評価及び課題等】 ・全体的な傾向としては、受入れ施設の整備は進んでいるものの、実際の利用は当初の需要見込みを大きく下回りました。 ・一方、健康センターに併設する病後児対応施設「きらきら」は、利用希望者が多く、今後も利用者数は増加する見込みであるため、他施設との連携が必要となります。 ・令和3年度から山形連携中枢都市圏に係る連携事業により、村山地区内の自治体において施設の相互利用が開始されました。 ・事業の特性上、当日の利用希望といった緊急性が生じる場合もありますが、利用には予約などの手続きが必要となるため、手続きの効率化や利便性の向上が必要となります。					

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	630人日	640人日	640人日	640人日	640人日
B 確保方策	630人日	640人日	640人日	640人日	640人日
C 実績	457人日	365人日	257人日	259人日	
【評価及び課題等】 ・天童市子育て未来館「げんキッズ」に業務委託して実施しています。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、当初見込を下回るものとなりました。 ・利用者が減少していることから、更なる利用拡大のため、広く周知していく必要があります。					

⑪妊婦健康診査事業

(上段：妊婦実人数)

(下段：妊婦健康診査受診回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	505人 6,340回	500人 6,320回	500人 6,300回	500人 6,290回	495人 6,280回
B 確保方策	505人 6,340回	500人 6,320回	500人 6,300回	500人 6,290回	495人 6,280回
C 実績	434人 5,414回	417人 5,083回	404人 5,019回	358人 4,515回	
【評価及び課題等】 ・妊娠届出者全員が妊婦健康診査を受診しているが、妊娠届出数は年々減少しています。 ・令和6年度より、多胎児妊婦に対する妊婦健康診査の費用助成を拡充し、助成及び支援の拡充を図っています。					

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子高齢化社会にあって、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは市民すべての願いです。地域の子どもたちを地域全体で支え合い、協力し合いながら、安全・安心な子育て支援を目指します。

本計画においては、第二期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『住んでみたい 住み続けたい 子どもを生み育てたいまち 天童市』と定め、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

住んでみたい 住み続けたい
子どもを生み育てたいまち 天童市

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標と定め、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本目標1	安心して子どもを生み育てられる環境づくり
基本目標2	一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり
基本目標3	子育て家庭をみんなで支える環境づくり

3 計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策の方針	施策の内容
住んでみたい 住み続けたい 子どもを生み育てたいまち 天童市	基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	1 妊娠・出産期の子育て支援	(1)母と子の健康の支援
			(2)家庭の子育て力向上の支援
		2 子育て世帯の経済的負担の軽減支援	(1)子育て世帯の経済的負担の軽減支援
	基本目標2 一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり	3 ひとり親家庭の支援	(1)ひとり親家庭の支援
		1 未就学期の子育て支援	(1)幼児教育・保育施設の量の確保と適切な対応
			(2)多様なニーズへの対応と充実
			(3)幼児教育・保育を担う人材の確保と質の向上
			(4)幼児教育・保育施設から小学校への円滑な連携
		2 就学期の子育て支援	(1)子どもの居場所の整備と充実
		3 障がい児等への支援	(1)障がい児等への支援
	基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり	1 児童虐待防止対策	(1)児童虐待防止対策の充実
			(2)支援が必要な子どもへの対応
		2 地域における子育て支援	(1)地域子育て支援施設等の充実

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1

安心して子どもを生み育てられる環境づくり

安心して子育てをするためには、幼児教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を対象として、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」を行うことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、利用者支援事業などを活用しながら、保護者に対するきめ細かな相談体制の充実、子育て情報の提供を行います。産前・産後休業、育児休業明けに、希望に応じた保育施設や子育て支援事業を円滑に利用できるようにします。

1 妊娠・出産期の子育て支援

施策の内容(1) 母と子の健康の支援

施策	施策内容	担当部署等
①こども家庭センターによる支援	18歳未満の子どもやその家族、妊産婦の方の健康面や子育て、生活面の相談に応じます。 子育てに関する情報については、子育ての不安や負担の軽減を図るため、市報やホームページなど様々な媒体を通じて、迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように、相談体制の充実を図ります。	健康課
②母子保健コーディネーター事業	妊娠期から子育て期にわたり育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、平成28年度から母子保健コーディネーターを健康センターに配置しています。保健師等の専門職が相談に対応し、切れ目のない支援を行います。	健康課
③母子保健デジタル活用事業	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、母子健康手帳機能・子育て支援機能を組み合わせた「子育て支援アプリ コマモル」を導入し、子育て支援の充実及び市民サービスの向上を図ります。	健康課
④妊婦健康診査費用助成事業	すべての妊婦に対し、妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）で、14回分の基本的健診の公費負担を行います。また、子宮頸がん検診、性器クラミジアとH T L V - 1 検査、超音波検査4回分についても公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。	健康課
⑤里帰り妊婦健康診査費用助成事業	妊婦健康診査時に本市に住所を有する方が、里帰り出産等のため県外の医療機関で妊婦健康診査を受診された場合、未使用分の受診票に記載された額を上限に、妊婦健康診査にかかった費用を助成します。	健康課
⑥妊婦歯科健康診査費用助成事業	妊娠期の歯科健康診査費用助成を行い、早産や低体重児のリスク軽減を図り、妊産婦の口腔ケアに対する意識を高めることで、健やかな出産及び育児を支援します。	健康課

施策	施策内容	担当部署等
⑦ぴよママ応援ギフト（出産・子育て応援交付金）	安心して出産・子育てができるよう、妊産婦の相談に応じながら、妊娠届出時に5万円、出生後に5万円の出産・子育て応援交付金を給付します。	健康課
⑧ぴよママ安心パック事業（妊娠後期の健康相談）	妊娠後期の妊婦に対し、伴走型相談支援（面談）を実施し、安心して出産、子育てが出来るよう支援します。面談を希望しなかった方については、アンケートを記入してもらい、育児情報の提供を行い、適切な支援に繋がります。	健康課
⑨両親教室	妊娠中の不安を解消し、共に子育てしていく大切さを共有するために、出産や育児についての知識の普及と、父親の育児取得の促進及び両親が共に育てていく重要性について周知を図ります。 教室の開催については、平日の他に土曜日の開催日を設け、参加しやすい環境を整えます。また、「地域いきいき講座」のメニューに設定し、企業側の希望があった際に出向いて講座を行うことで、学びの機会を広げていきます。	健康課
⑩不妊治療費助成事業	法律上婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻にある夫婦のいずれか一方が本市に住所がある等の条件を満たす方に、不妊治療に要した費用のうち、保険適用の生殖補助医療と合わせて実施される保険適用外の治療について、20万円を上限に助成します。	健康課
⑪新生児聴覚検査費用助成事業	聴覚障がい早期発見のために、新生児が受ける聴覚検査の費用について、1万円を上限に費用を助成し経済的支援を図ります。	健康課
⑫出産育児一時金	妊娠4か月を超えて出産したとき、母の加入している医療保険の保険者が支給します。	保険給付課
⑬産後ケア事業	本市に住所がある方で、産後の体の回復について不安がある方、初産婦等で育児不安が強く、新生児の沐浴や授乳指導が必要な方等に対し、医療機関において宿泊や日帰り、助産師の訪問支援により、乳房ケアや授乳指導を行い、子どもとの生活がスムーズにスタートできるように支援します。	健康課
⑭未熟児養育医療助成制度	入院の必要がある未熟児が、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合は、医療費を助成します。	保険給付課
⑮産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後1か月の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後の母子に対する支援を強化し妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	健康課
⑯1か月児健康診査事業	疾病及び異常を早期に発見し進行を未然に防止すること、また養育環境の評価や養育者への助言により、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、保護者の経済的な負担軽減を目的に、健康診査費用を助成します。	健康課
⑰乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月未満の乳児のいる全家庭に、助産師等が訪問を行います。保護者から育児に関する話を聴くことで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんの健やかな成長を支援します。	健康課

施策	施策内容	担当部署等
⑱養育支援訪問（専門的支援）	子どもの養育について困難な状況にある家庭に対し、保健師・助産師、家庭児童相談員などの専門職が訪問して相談や指導などを行います。	健康課
⑲乳幼児健康診査事業等	4か月児、1歳6か月児、3歳児及び5歳児について、乳幼児の健康と発達についての健康診査を行います。また、9か月児健康相談や乳幼児健康相談を実施し、保健師等が、子どもの健康や発達についての相談に応じます。	健康課
⑳ハッピーティース事業（フッ化物塗布）	歯の健康を守るため、1歳6か月児健康診査のときに希望者にフッ化物塗布を行います。また、2歳6か月未満と4歳未満までに歯科医療機関でフッ化物塗布が行えるように、2回分の補助券を交付します。	健康課
㉑子育て発達支援事業	子どもの健やかな成長及び発達を促し、切れ目なく支援を行う取組を進めていきます。 発達支援相談（すこやかルーム）、巡回相談、遊びの教室等の事業の充実を図り、安心して子育てできる体制の充実を図ります。	健康課

施策の内容(2) 家庭の子育て力向上の支援

施策	施策内容	担当部署等
①子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市報、市ホームページ、市公式LINEのほか、「子育てガイド」、「赤ちゃんごよみ」、「子育て支援アプリ コマモル」などにより、適切な情報提供を行い、市、子育て支援施設等において相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 健康課
②利用者支援事業	健康センターに母子保健コーディネーターを配置するとともに、子育て支援課及び基幹となる地域子育て支援拠点等で利用者支援事業を実施しています。子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように支援します。	子育て支援課 健康課
③ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画社会推進のもと、男女が共に職場で活躍することや家庭生活等でその役割を果たすこと、さらには充実した生活を送れるようにする必要があります。 職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進しながら、仕事と子育ての両立のため、男性の育児休業取得の促進等の基盤整備を進めることが重要です。そのため、国、県の関係機関や各種団体等と連携しながら、事業主、就業者や市民等の理解促進のための広報・啓発活動を継続します。	市長公室

2 子育て世帯の経済的負担の軽減支援

施策の内容(1) 子育て世帯の経済的負担の軽減支援

施策	施策内容	担当部署等
①幼児教育・保育の無償化	3歳児未満の保育料について、国の無償化の対象とならない国の第3・第4所得階層に対する段階的負担軽減事業による無償化を継続し、第5階層以上についても支援の充実に努めます。 子育てのための施設等利用給付費の給付方法については、市外の届出保育施設利用など一部の場合を除き、保護者の負担軽減と利便性を考慮し、基本保育料への一時的な立替払いが不要となる法定代理受領方式とします。	子育て支援課
②子育て支援医療費給付事業	乳幼児・児童の医療費助成を行うとともに、本市独自事業として、高校3年生（満18歳となった年の年度末）まで助成対象を拡大して医療費を無料化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	保険給付課
③児童手当支給事業	父母その他保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭における生活の安定と健やかな成長を目的として、高校生年代までの子どもの養育者に児童手当を支給します。	子育て支援課
④小中学校入学応援金「エール天（10）」	これからの天童市を担う子ども達が伸び伸びと学校生活を送るための一助となるように、入学応援金として、小中学校に入学した児童・生徒の保護者に支給します。	子育て支援課
④第3子以降保育料無料化事業	多子世帯への支援のため、満18歳未満の子どもが3人以上いる本市在住の世帯に対し、認定こども園、認可保育所、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設等へ入所している3人目以降の就学前の子どもの保育料等を無料化します。	子育て支援課
⑤学校給食費無償化事業	小中学生を育てる世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、すべての小中学生を対象に学校給食費を無償化します。	教育総務課
⑥生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	生活困窮世帯において、要保護世帯及び準要保護世帯と同様の水準にある世帯の児童に対し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、児童の生活向上を支援します。	教育総務課

3 ひとり親家庭の支援

施策の内容(1) ひとり親家庭の支援

施策	施策内容	担当部署等
①ひとり親・女性相談	母子及び父子のひとり親家庭、DVや養育不安などの困難な問題を抱えている者に対して、相談事業を行い、関係機関と連携を図りながら、より良い家庭環境の構築や、母子及び父子並びに寡婦家庭の自立を支援します。	子育て支援課
②児童扶養手当支給事業	離婚や死亡などにより、父親や母親がいない18歳未満の子ども等を養育している家庭の自立支援と子どもの福祉向上を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
③ひとり親家庭医療費給付事業	18歳以下の子どもがいる所得税非課税のひとり親家庭の医療費を、子どもが18歳となった年の年度末まで助成します。	保険給付課
④遺児教育手当・遺児激励金支給事業	離婚や死亡などにより、両親または父母のいずれか一方がいない小学生から中学生までの子どもがいる家庭で、市民税の所得割が非課税の家庭に手当を支給し、子どもの教育環境の改善と福祉の増進に努めます。 中学生以下の子どもで交通事故以外の理由により父親または母親が死亡した場合、子どもが健やかに成長することを目的に、激励金を支給します。	子育て支援課
⑤母子・父子家庭の自立支援	(ア) 自立支援教育訓練給付金支給事業 20歳に満たない児童を扶養している児童扶養手当の支給対象世帯と同水準にあるひとり親世帯の親について、就業に向けた資格取得等のための講座の受講料の一部を助成します。	子育て支援課
	(イ) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 20歳に満たない児童を扶養している児童扶養手当の支給対象世帯と同様の水準にあるひとり親世帯で、高等学校を卒業していない親及び児童が高等学校卒業程度認定試験のための講座を受け、これを終了及び試験に合格した際に、受講料の一部を助成します。	子育て支援課
	(ウ) 高等職業訓練促進給付金等支援事業 20歳に満たない児童を扶養している児童扶養手当の支給対象世帯と同様の水準にあるひとり親世帯の親について、看護師、保育士、介護福祉士等の資格を取得するため修学する場合に、修学期間に応じた給付を行います。	子育て支援課
	(エ) 母子父子寡婦福祉資金貸付の紹介 母子や父子のひとり親家庭の子どもの進学や就職等の費用が必要となった場合に、無利子または低利で貸付けを受けられる母子父子寡婦福祉資金貸付の紹介や説明、申請助言等を行います。	子育て支援課
⑥ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭及び養育者家庭において、児童扶養手当の支給対象世帯と同様の水準にある世帯の児童に対し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭等の児童の生活向上を支援します。	子育て支援課

基本目標2

一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな成長を保障していくためには、発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び子育て支援が重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。また、0歳児の子どもは保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりすることがないように、育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できる環境を整えるよう努めます。

1 未就学期の子育て支援

施策の内容(1) 幼児教育・保育施設の量の確保と適切な対応

施策	施策内容	担当部署等
①認定こども園の普及	認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設です。保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を促進します。 また、既存の私立幼稚園については、幼児教育・保育の量の見込みを踏まえ、認定こども園への移行を支援します。	子育て支援課
②民間施設の運営支援	女性の就業率の向上に伴い入所率が増加する一方で、出生数は減少しています。 公立保育園の統廃合や民間施設も含めた定員設定の見直しを行い、民間施設の安定した運営を支援します。	子育て支援課
③食育の促進	子どもが健やかに成長していくためには、適切な運動やバランスのとれた食事、十分な休養や睡眠など規則正しい生活習慣が大切です。子どもの生活リズムを整えるため、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発を図り、「食育・地産地消推進計画」に基づく取組みを行います。	健康課
④食物アレルギー児への対応	保育園給食については、「保育園給食 食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全な給食を提供します。	子育て支援課

施策の内容(2) 多様なニーズへの対応と充実

施策	施策内容	担当部署等
①延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、延長保育を実施する認定こども園及び保育所等を支援します。	子育て支援課
②幼稚園での預かり保育	保護者の子育てを支援するため、教育時間終了後、希望のあった在園児を幼稚園の施設内において、預かりを実施する幼稚園を支援します。	子育て支援課

施策	施策内容	担当部署等
③保育所等での一時預かり	保護者のパート就労や病気等により、家庭で保育を受けることが一時的に困難となる場合、乳幼児を一時的に保育する認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点施設等を支援します。 利用者の経済的負担軽減のため、所得要件等に応じて、利用者負担額の一部助成を検討します。	子育て支援課
④休日保育	保護者が休日に就労する場合の保育ニーズに対応するため、休日保育の実施に向けた民間事業者への働き掛けと支援を行います。	子育て支援課
⑤病児保育（病児・病後児保育）	児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合の児童を保育する病児保育や、児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間にある児童を保育する病後児保育を推進します。 利用手続きの簡素化のため、病児・病後児保育ネット予約システムの導入を図ります。	子育て支援課
⑥ファミリー・サポート・センター	育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域の子育て力の一層の向上を図るため、積極的な広報の実施など幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増加を図ります。 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、引き続き利用会員の利用率の一部助成を行います。	子育て支援課
⑦多胎児世帯訪問支援	多胎児世帯の育児の負担の軽減を図るため、多胎児世帯への訪問支援員派遣に対して助成を行います。	健康課
⑧国際化の進展に伴う支援	幼児教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に幼児教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び幼児教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。 また、事業者等は運営等に当たり円滑な受入に資するような配慮に努めることとします。	子育て支援課

施策の内容(3) 幼児教育・保育を担う人材の確保と質の向上

施策	施策内容	担当部署等
①保育士就職ガイダンス事業	保育士就職ガイダンスを開催し、保育事業者と市内に保育士として就職を希望する者との面談や説明の場を提供し、市内保育施設等への保育士の就労促進を図ります。 また、リモート参加の環境を整備し、参加の促進を図ります。	子育て支援課
②保育士宿舍借上げ支援事業	保育士の市内就職を支援するため、保育所等の事業者が保育士のための宿舍を借り上げる場合、当該事業者に対して補助金を交付します。	子育て支援課
③専門性の向上	本市のすべての子どもの健やかな成長に向けて、質の高い幼児教育・保育の提供が図られるよう、幼稚園教諭・保育士の資質の向上のための研修を支援します。	子育て支援課

施策の内容(4) 幼児教育・保育施設から小学校への円滑な連携

施策	施策内容	担当部署等
①就学前施設と小学校との連携の推進	幼児期と学齢期における子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、子どもに対して体系的な幼児教育・保育が組織的に行われることはとても重要です。 子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、就学前施設と小学校がお互いの情報交換を通して相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるなど、小学校との連携を図ります。	子育て支援課 学校教育課

2 就学期の子育て支援

施策の内容(1) 子どもの居場所の整備と充実

施策	施策内容	担当部署等
①放課後児童クラブ	利用児童数の増加に適切に対応するとともに、保育料や運営方法の統一化を促進します。 家庭、学校等との連絡及び情報交換、地域との連携・協力等の育成支援を行うとともに、災害等の緊急時には、市、小学校、放課後児童クラブとの間で、迅速な情報共有を行い、連携・協力を図ります。	子育て支援課
②放課後子ども教室	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を連携して実施するため、放課後児童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が参加できる共通のプログラムを実施します。参加人数やプログラム内容等に応じて、多くの児童が参加でき、充実した活動となるよう、市立公民館等の多様なスペースを積極的に活用します。 放課後等の子どもたちの居場所づくり確保のため、全小学校区での事業実施を推進します。	生涯学習課
③こども食堂への支援	子どもに無料または低額で安心・安全な食事を提供し、地域住民と子ども達の交流の場、遊びの場など、子どもの居場所づくり活動を行う団体を支援します。	子育て支援課

3 障がい児等への支援

施策の内容(1) 障がい児等への支援

施策	施策内容	担当部署等
①障がい児福祉サービス事業	障がいのある子どもに対し、障がい児地域生活支援（日常生活用具の給付、日中一時支援及び特別支援学校等送迎支援）、障がい児自立支援（補装具等の支給等）、障がい児通所支援（放課後等デイサービス等の事業所への通所支援）などの福祉サービス給付を実施し、障がい児やその家庭を支援します。 児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、第3期天童市障がい児福祉計画との調和を図ります。	社会福祉課
②子育て発達支援事業	保育現場における「気になる子ども」や、学校教育現場における「支援を要する子ども」が増加しています。 子どもの健やかな発達のために、発達障がい児等への支援と、不適切な養育予防のための子育て支援を包括的に行います。また、保護者への育児支援の充実を図るとともに、保育士支援等を強化し、保育の質の向上に努めます。 乳幼児期から就学期に向けた切れ目のない支援を行うために、次に掲げる取組を展開していきます。 ○発達支援相談「すこやかルーム」の充実 ○巡回相談事業の充実 ○教育委員会との連携の充実 ○「天童児童発達支援センターつぼみ」等の関係機関との連携強化	健康課
③就学前施設における支援	就学前施設の保育士等の質の向上のため、障がい児等に関する保育の研修を充実します。	子育て支援課
④放課後児童クラブにおける支援	放課後児童クラブでは、特別な配慮を必要とする子どもの受入れ児童数が増加しています。こうした児童が安心して過ごすことができるように配慮します。 必要に応じて、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブとの間で相互に話し合い、適切に対応します。	子育て支援課
⑤医療的ケアが必要な児童の支援	保育所等において医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、看護師等の配置や研修の受講等の支援を実施します。	子育て支援課

基本目標3

子育て家庭をみんなで支える環境づくり

すべての子どもと子育て家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協力し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する育児や生活に関する相談・情報の提供など、総合的な支援に努めます。

1 児童虐待防止対策

施策の内容(1) 児童虐待防止対策の充実

施策	施策内容	担当部署等
①要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童対策地域協議会は、地域、関係機関、関係団体が一体となって、児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、子どもの健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークです。 児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告を受けた場合には、子どもの安全確認や子育て相談等による支援を行い、児童相談所との連携を図ります。	健康課
②こども家庭センターの設置	「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、健康センターに「こども家庭センター」を設置し、支援を行っています。	健康課
③児童虐待防止の広報・啓発	「児童虐待防止推進月間」である毎年11月に、市報やホームページ等により、児童相談所に直接つながる緊急の電話番号「189」（いちはやく）の周知に努めます。家庭や地域などが児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、積極的な広報・啓発活動を推進します。	健康課

施策の内容(2) 支援が必要な子どもへの対応

施策	施策内容	担当部署等
①家庭児童相談事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、家庭児童相談員を配置し、家庭環境の改善に努めます。	健康課

施策	施策内容	担当部署等
②子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	健康課
③子育て短期支援事業	保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等で養護・保護を行います。	健康課
④DV被害者等の家庭への支援	子どもの面前でのDV（ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力）は児童に対する心理的虐待であり、子どもへの暴力や暴言などの虐待に及ぶこともあります。DV及び児童虐待への対応強化のため、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課 健康課
⑤若者の自立支援	不登校やひきこもり、ニートなどの社会生活を営む上で困難を有する若者が、地域で安心して生活できる体制を構築するための拠点である「若者相談支援拠点」の周知を行います。	健康課
⑥重層的支援体制整備事業	一つの支援機関では解決に導くことが難しい、複雑・複合的な課題を持つ家庭をサポートするため、包括的支援体制を構築します。	社会福祉課

2 地域における子育て支援

施策の内容(1) 地域子育て支援施設等の充実

施策	施策内容	担当部署等
①地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターとしての機能を有する子育て未来館「げんキッズ」、わらべ館及び一部の民間保育施設で、親と子どもが気軽に集い、共に学び、成長していくことができる場や機会を一層充実させるとともに、周知等による利用促進を図ります。 また、(仮称)げんキッズフェスティバルを開催し、子育て世帯の交流促進を図ります。	子育て支援課
②子育て支援団体の支援	子育てサークル等の子育て支援団体を支援し、地域全体で子どもの育成を促進します。	子育て支援課
③子育て支援活動の啓発	地域で子育てを支援するため、祖父母世代を主な対象とした「孫育て」について啓発を行うとともに、子育て中の父母世代と祖父母世代がお互いに育児についての理解を深め、共に楽しく育児に向き合うきっかけとなることを目的として、「祖父母手帳」を発行しています。 また、地域全体で子育てへの理解や応援が必要であることから、市内の店舗や公共施設、民間施設に対し、気軽に授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の開設を推進します。	子育て支援課

第5章

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業に関する量の見込みと確保方策

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

2 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、又は事業ごとに設定することができる。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和6年2月に実施した「天童市子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査」の結果や、推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所など
地域型保育事業	定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和6年2月に実施した「天童市子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査」の結果や、推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
2. 延長保育事業	11. 妊婦健康診査事業
3. 放課後児童健全育成事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 子育て短期支援事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 乳児家庭全戸訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 養育支援訪問事業	15. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
7. 地域子育て支援拠点事業	16. 産後ケア事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新規】
9. 病児保育事業(病児・病後児保育)	

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」が実施されます。

3 教育・保育事業等の提供区域

本市では、子育て支援サービスを受ける場合に、自宅近くの施設を選択する傾向はあるものの、都市基盤整備の進行や自動車等による移動範囲の拡大、さらには送迎等の利便性の観点から、幼児教育・保育提供区域の区分設定を行う合理的理由がないことから、第二期計画に引き続き、第三期計画においても市全域を1区域とします。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和6年2月に実施した「天童市子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

■令和7年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み（必要利用定員数）		363 人	410 人	604 人	95 人	288 人	309 人
保育利用率					26.2%	73.3%	73.9%
確保 方策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	376 人	469 人	718 人	133 人	265 人	305 人
	確認を受けない幼稚園						
	地域型保育事業施設				30 人	38 人	44 人
	企業主導型保育施設の地域枠				26 人	23 人	24 人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0 人	0 人	0 人	0 人
	②確保提供数の合計	376 人	469 人	718 人	189 人	326 人	373 人
過不足（②－①）		13 人	173 人		94 人	38 人	64 人
確保の内容		（前年度施設整備の内容） ○たかだま幼稚園（幼稚園→認定こども園）					

（注）・確認を受けない幼稚園とは、幼稚園のうち新制度に移行しないで、従来の私学助成による運営支援を受ける幼稚園。

・確保の内容には、必要な幼児教育・保育の定員を確保するため、前年度に行った施設整備等を記載しています。

■令和8年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		366人	422人	565人	96人	286人	307人
保育利用率					26.8%	73.9%	74.5%
確保 方策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	386人	514人	658人	131人	262人	305人
	確認を受けない幼稚園						
	地域型保育事業施設				30人	38人	44人
	企業主導型保育施設の地域枠				26人	23人	24人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0人	0人	0人	0人
	②確保提供数の合計	386人	514人	658人	187人	323人	373人
過不足（②－①）		20人	185人		91人	37人	66人
確保の内容		（前年度施設整備の内容） ○小百合保育園（保育所→認定こども園）					

■令和9年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		332人	475人	523人	96人	283人	304人
保育利用率					27.5%	74.5%	75.1%
確保 方策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	356人	514人	658人	131人	262人	305人
	確認を受けない幼稚園						
	地域型保育事業施設				30人	38人	44人
	企業主導型保育施設の地域枠				26人	23人	24人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0人	0人	0人	0人
	②確保提供数の合計	356人	514人	658人	187人	323人	373人
過不足（②－①）		24人	174人		91人	40人	69人
確保の内容		（前年度施設整備の内容）					

■令和 10 年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み（必要利用定員数）		326 人	442 人	539 人	97 人	281 人	302 人
保育利用率					28.1%	75.2%	75.8%
確保 方 策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	356 人	514 人	628 人	131 人	264 人	302 人
	確認を受けない幼稚園						
	地域型保育事業施設				30 人	38 人	44 人
	企業主導型保育施設の地域枠				26 人	23 人	24 人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0 人	0 人	0 人	0 人
	②確保提供数の合計	356 人	514 人	628 人	187 人	325 人	370 人
過不足（②－①）		30 人	161 人		90 人	44 人	68 人
確保の内容		（前年度施設整備の内容）					

■令和 11 年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み（必要利用定員数）		320 人	434 人	530 人	97 人	278 人	299 人
保育利用率					28.7%	75.8%	76.4%
確保 方 策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	356 人	514 人	628 人	131 人	264 人	302 人
	確認を受けない幼稚園						
	地域型保育事業施設				27 人	32 人	34 人
	企業主導型保育施設の地域枠				26 人	23 人	24 人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0 人	0 人	0 人	0 人
	②確保提供数の合計	356 人	514 人	628 人	184 人	319 人	360 人
過不足（②－①）		36 人	178 人		87 人	41 人	61 人
確保の内容		（前年度施設整備の内容）					

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健、その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

①基本型・特定型

(実施箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【量の見込み】

子育て世帯の保育サービスへの需要は高いため、保育施設や各種支援事業を利用するための相談などの需要を見込みます。

【確保方策の内容】

子育て未来館「げんキッズ」及び子育て支援課に専門職員を配置し、保育施設や各種支援事業利用についての情報提供を行います。

②こども家庭センター型

(実施箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【量の見込み】

妊娠期から子育て期の母子保健や育児に関する相談及び支援、保育サービスの利用に係る子育て支援の各種事業の案内などの需要を見込みます。

【確保方策の内容】

こども家庭センターに利用者支援の窓口を設け、相談に応じます。

(2)延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

（延べ人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	12,010 人日	11,800 人日	11,600 人日	11,400 人日	11,190 人日
②確保方策	12,010 人日	11,800 人日	11,600 人日	11,400 人日	11,190 人日

【量の見込み】

これまでの利用実績により、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

認定こども園、認可保育所及び小規模保育事業所で実施体制を確保します。

(3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により、日中家庭にいない小学校に就学している子どもについて、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図ります。

（実人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,517 人	1,521 人	1,505 人	1,471 人	1,427 人
1 年生	364 人	354 人	341 人	342 人	317 人
2 年生	389 人	359 人	349 人	336 人	337 人
3 年生	315 人	340 人	314 人	305 人	295 人
4 年生	234 人	236 人	256 人	235 人	231 人
5 年生	137 人	157 人	158 人	169 人	153 人
6 年生	78 人	75 人	87 人	84 人	94 人
②確保方策	1,850 人	1,848 人	1,848 人	1,848 人	1,848 人
過不足（②-①）	333 人	327 人	343 人	377 人	421 人

【量の見込み】

これまでの利用実績と小学校児童数の推移及び入所率を考慮し、利用量を見込みます。

【確保方策の内容】

学区ごとの利用量の推移を見極め、不足が生じないよう施設を確保します。

(4)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

（人日）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日
②確保方策	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

児童の対象年齢を、現在の2歳以上から小学生までに加え、2歳児未満の乳幼児についても利用できるよう、児童養護施設等と調整を図ります。

(5)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や状況把握、養育についての相談・助言等を行います。

（実人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	360 人	360 人	360 人	360 人	360 人
②確保方策	360 人	360 人	360 人	360 人	360 人

【量の見込み】

各年度の0歳児の人口推計により、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

生後4か月未満の乳児のいる家庭に、助産師等が訪問します。

(6)養育支援訪問事業

妊娠届出等から把握した特定妊婦や、子どもの養育環境について心配な要支援児童等の居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行います。

(延べ件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90件	90件	90件	90件	90件
②確保方策	90件	90件	90件	90件	90件

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

乳幼児の養育に不安のある家庭について、保健師と家庭児童相談員や婦人相談員等が連携し、訪問支援を行います。

(7)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44,380人回	43,780人回	43,180人回	42,580人回	41,980人回
②確保方策	44,380人回	43,780人回	43,180人回	42,580人回	41,980人回

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

子育て未来館「げんキッズ」、わらべ館及び民間の保育施設で実施体制を確保します。

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

①幼稚園型

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33,840 人日	33,170 人日	32,500 人日	31,830 人日	31,160 人日
②確保方策	33,840 人日	33,170 人日	32,500 人日	31,830 人日	31,160 人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

私立幼稚園及び認定こども園で、実施体制を確保します。

②幼稚園型以外

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,610 人日	2,560 人日	2,520 人日	2,480 人日	2,430 人日
②確保方策	2,610 人日	2,560 人日	2,520 人日	2,480 人日	2,430 人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

私立保育所、認定こども園及び地域子育て支援拠点で、実施体制を確保します。

(9)病児保育事業(病児・病後児保育)

疾病にかかっている児童及び病後の児童について、施設で保育を行います。

①病児対応型

(延べ人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日
②確保方策	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

病児保育事業(病児対応型)を整備する保育事業者等を支援します。

利用登録・予約時の利便性の向上、効率化を進めます。

②病後児対応型

(延べ人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日
②確保方策	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

病児保育事業(病後児対応型)を整備する保育事業者等を支援します。

利用登録・予約時の利便性の向上、効率化を進めます。

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子どもの一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡・調整等の支援を行います。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	320人日	320人日	320人日	320人日	320人日
②確保方策	320人日	320人日	320人日	320人日	320人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

新規の協力会員の登録の推進と、既に登録している会員への研修等を充実して活動数を増やせるように努め、利用会員と協力会員の交流会や適切なマッチングにより利用推進を図ります。

(11)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

①受診人数

(実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	330人	330人	330人	330人	330人
②確保方策	330人	330人	330人	330人	330人

②受診回数

(延べ回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,160回	4,160回	4,160回	4,160回	4,160回
②確保方策	4,160回	4,160回	4,160回	4,160回	4,160回

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

山形県医師会に委託し、14回分の基本健診と子宮頸がん検診、性器クラミジアとHTLV-1検査の公費負担を行います。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進していきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	105人日	105人日	105人日	105人日	105人日
②確保方策	105人日	105人日	105人日	105人日	105人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭等に対し、訪問支援が出来るよう訪問支援事業所等に委託し、実施体制を確保します。

(15)妊婦等包括支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぎます。

(延べ件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	330件	330件	330件	330件	330件
②確保方策	330件	330件	330件	330件	330件

【量の見込み】

妊娠出産数の動向を考慮し、利用量を見込みます。

【確保方策の内容】

すべての妊婦に対し、助産師等の専門職が妊娠届出時に面談を行い、必要なサービスについての情報提供や切れ目のない支援を行います。

(16)産後ケア事業

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、産後1年未満の母とその子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	150人日	150人日	150人日	150人日	150人日
②確保方策	150人日	150人日	150人日	150人日	150人日

【量の見込み】

これまでの利用実績を考慮し、利用量を見込みます。

【確保方策の内容】

実施産科医療機関等に委託し、実施体制を確保します。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	336 人日	660 人日	660 人日	648 人日	636 人日
②確保方策	336 人日	660 人日	660 人日	648 人日	636 人日

【量の見込み】

国の「量の見込み」の算出等の考え方に基づき、需要を見込みます。

【確保方策の内容】

乳児等通園支援事業を実施する保育事業者等を支援します。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 関係機関等との連携

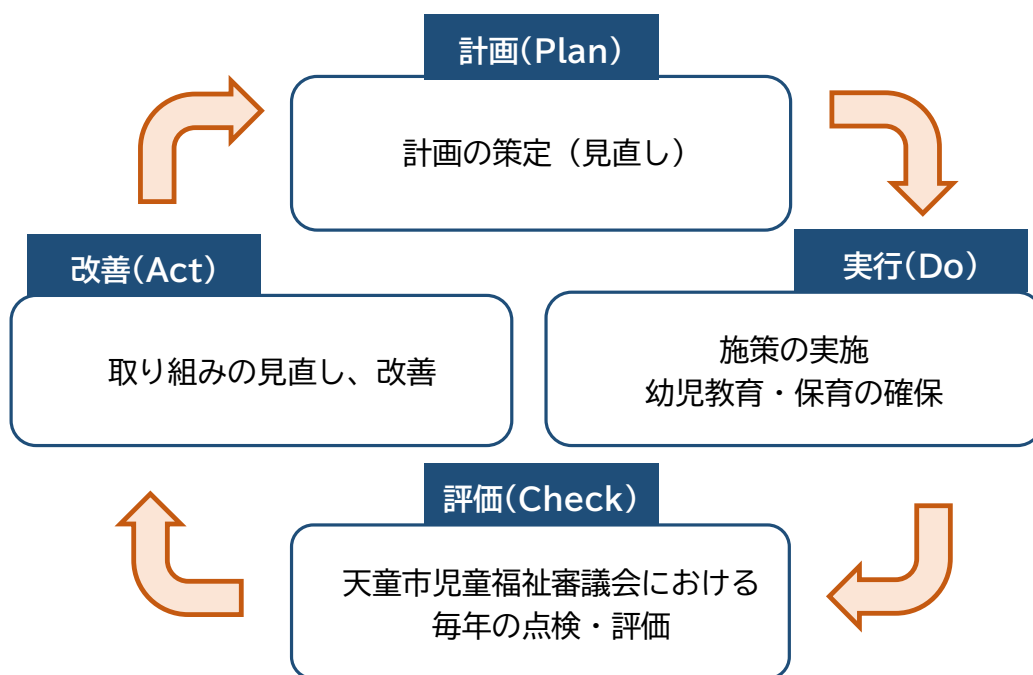
子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など、幅広く子育て支援に関与する者で構成する「天童市児童福祉審議会」において、専門的及び一般的見地から幅広い意見を聴取し、施策に反映させます。

また、市民の多様なニーズの把握に努め、子どもと子育て中の保護者の声を大切にしながら、各種団体や市民との協働により、計画を推進します。

2 計画の進行管理及び点検・評価

第三期天童市子ども・子育て支援事業計画の適切な進行管理のため、市関係課において施策の進捗状況を把握するとともに、「天童市児童福祉審議会」において、毎年の点検・評価を行い、取り組みの見直しや改善等を検討します。

また、当初の計画に対して「量の見込み」(利用に関するニーズ)及び「確保方策」(確保量とその実施時期)に大きな乖離が見られる場合は、計画の中間年を目安に計画の見直しを行います。



資料編

資料編

1 幼児教育・保育施設及び地域型保育事業について

(1) 幼児教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)

子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育所を幼児教育・保育施設として位置付け、児童一人ひとりの認定区分に応じて幼児教育や保育を行います。

(2) 地域型保育事業

地域型保育事業は、原則として0歳児から2歳児を対象とした事業で、次の4つの類型の中から選択できる制度です。

【地域型保育事業の類型】

類 型	内 容
家庭的保育	利用定員5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施します。
小規模保育	利用定員を6人以上19人以下とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模な保育を実施します。 ・ A 型 （保育所分園に近いもの） ・ B 型 （A型とC型の間隔的なもの） ・ C 型 （家庭的保育に近いもの）※利用定員6人以上10人以下
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅で、1対1の保育を実施します。 ※居宅訪問型保育事業者の保育提供対象者 ① 障がい、疾病等で集団保育が著しく困難な場合 ② 他の特定教育・保育施設や地域型保育事業での利用定員の減少などにより、継続的に当該事業を利用する場合 ③ 本市があっせんまたは要請したが、他の特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用することが困難な場合 ④ 母子家庭等で、保護者が夜間や深夜の勤務に従事するなど、必要性が高いと本市が認める場合
事業所内保育	企業が、主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施します。従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供します。 ・ 保育所型事業所内保育（利用定員が20人以上） ・ 小規模型事業所内保育（利用定員が19人以下）

(3)認定区分について

幼児教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合は、市から「支給認定」を受けます。その認定区分は下記の3区分です。

1号認定 … 3歳以上で学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども

2号認定 … 3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども

3号認定 … 3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし	—	
	あり	3号認定 (保育標準時間認定) 3号認定 (保育短時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	保育所 認定こども園

(4)保育の必要性について

「保育の必要性」の事由については、以下のいずれかの事由に該当するものになります。

「保育の必要性」の事由
(1) 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）に対応し、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい (4) 同居または長期入院等している親族の介護、看護 (5) 災害復旧 (6) 求職活動（起業準備を含む。） (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。） (8) 虐待やDVのおそれがあること。 (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 (10) その他、上記に類する状態として市長が認める場合

2 地域子ども・子育て支援事業一覧

No.	事業名	事業内容	根拠法令
1	利用者支援事業	子ども及び保護者が、子ども・子育て支援給付を受け、当該17事業やその他の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供及び助言を行います。	(子)第59条第1号
2	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	(子)第59条第2号
3	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により、日中家庭にいない小学校に就学している子どもについて、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図ります。	(子)第59条第5号 (児)第6条の3第2項
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	(子)第59条第6号 (児)第6条の3第3項
5	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や状況把握、養育についての相談・助言等を行います。	(子)第59条第7号 (児)第6条の3第4項
6	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行います。	(子)第59条第8号 (児)第6条の3第5項 (児)第25条の2
7	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児の保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	(子)第59条第9号 (児)第6条の3第6項
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。	(子)第59条第10号 (児)第6条の3第7項
9	病児保育事業(病児・病後児保育)	疾病にかかっている児童及び病後の児童について、施設で保育を行います。	(子)第59条第11号 (児)第6条の3第13項
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡・調整等の支援を行います。	(子)第59条第12号 (児)第6条の3第14項
11	妊婦健康診査事業	すべて妊婦に対して健康診査を行います。	(子)第59条第13号 (母)第13条第1項
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況により、市が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成します。	(子)第59条第3号
13	多様な事業者の参入を促進する事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の能力の活用を促進します。	(子)第59条第4号

No.	事業名	事業内容	根拠法令
14	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。	(児)第6条の3第19項
15	妊婦等包括支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児・子育て等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。	(児)第6条の3第19項
16	産後ケア事業	誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。	(母)第17条第2項
17	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟にこども園に通える制度です。	(児)第6条の3第23項

[注] 根拠法令：(子)…子ども・子育て支援法、(児)…児童福祉法、(母)…母子保健法
地域子ども・子育て支援事業のうち「12 実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「13 多様な事業者の参入を促進する事業」については、量の見込み・確保方策の対象外です。

3 ニーズ調査結果の概要

(1)調査の目的

子育てを行っている家庭の現状やニーズを把握し、本計画の基礎資料を得るため、就学前児童の保護者と小学1年生と4年生の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2)調査対象及び調査方法

	就学前児童の保護者	小学1年生・4年生の保護者
対象	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の小学生の保護者
対象者数	2,500人	1,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収もしくはWEB回答による無記名回答方式	各小学校を通し配布・回収もしくはWEB回答による無記名回答方式
調査期間	令和6年2月	
回収結果	有効回収数：1,534件 (有効回収率：61.4%)	有効回収数：633件 (有効回収率：63.3%)

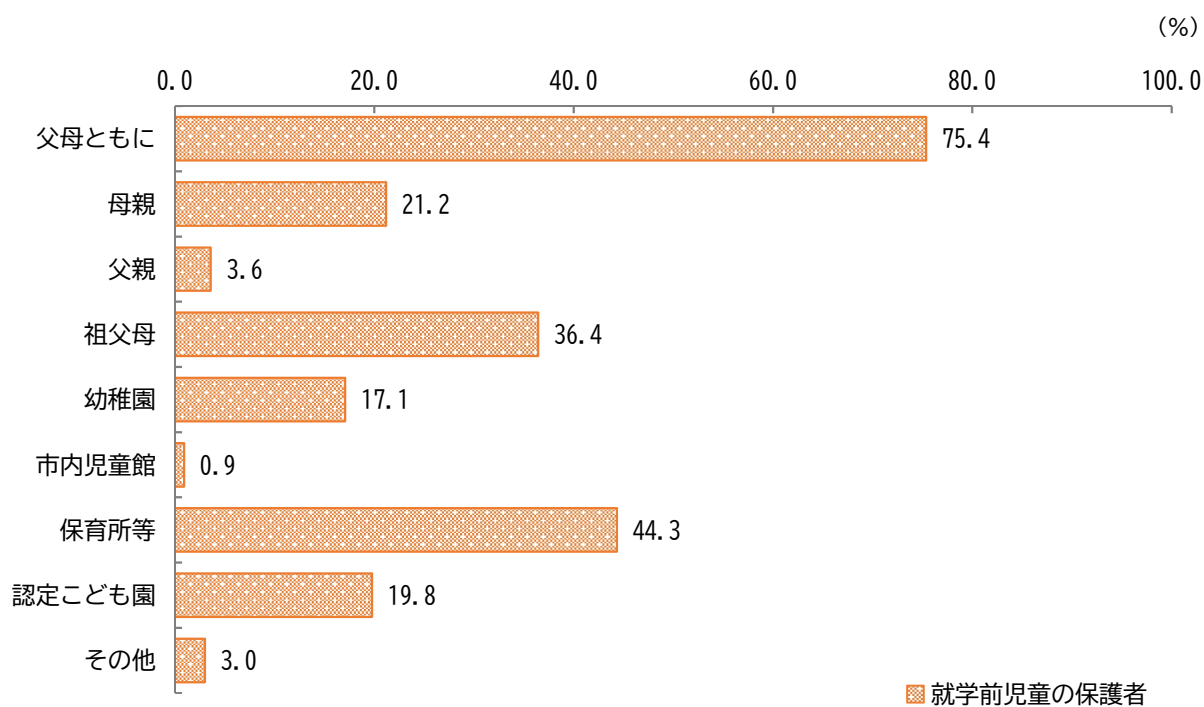
(3)調査項目

就学前児童の保護者	小学1年生と4年生の保護者
1. お子さんご家族の状況について 2. 子育ての環境について 3. 保護者の就労状況について 4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について 5. 地域の子育て支援事業の利用状況について 6. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な幼児教育・保育事業の利用希望について 7. お子さんの病気の際の対応について 8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について 9. (お子さんが5歳以上の方) 小学校就学後の放課後の過ごし方について 10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	1. お子さんご家族の状況について 2. 子育ての環境について 3. 保護者の就労状況について 4. 小学校の放課後の過ごし方について 5. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

(4)ニーズ調査からの現状

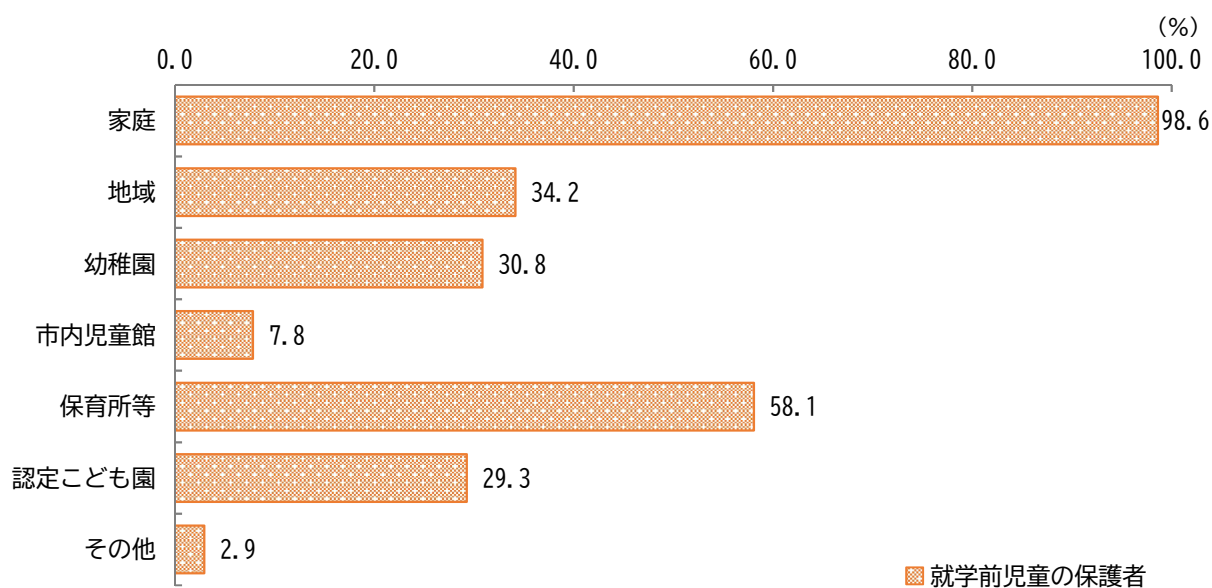
【子育ての環境について（複数回答）】

就学前児童の子育て環境については、子育てに日常的に関わっているものは、「父母ともに」が75.4%で最も高く、「祖父母」が36.4%となっています。施設では「保育所等」が44.3%で最も高く、次いで「認定こども園」が19.8%、「幼稚園」が17.1%となっています。



【子育てに大きく影響すると思う環境について（複数回答）】

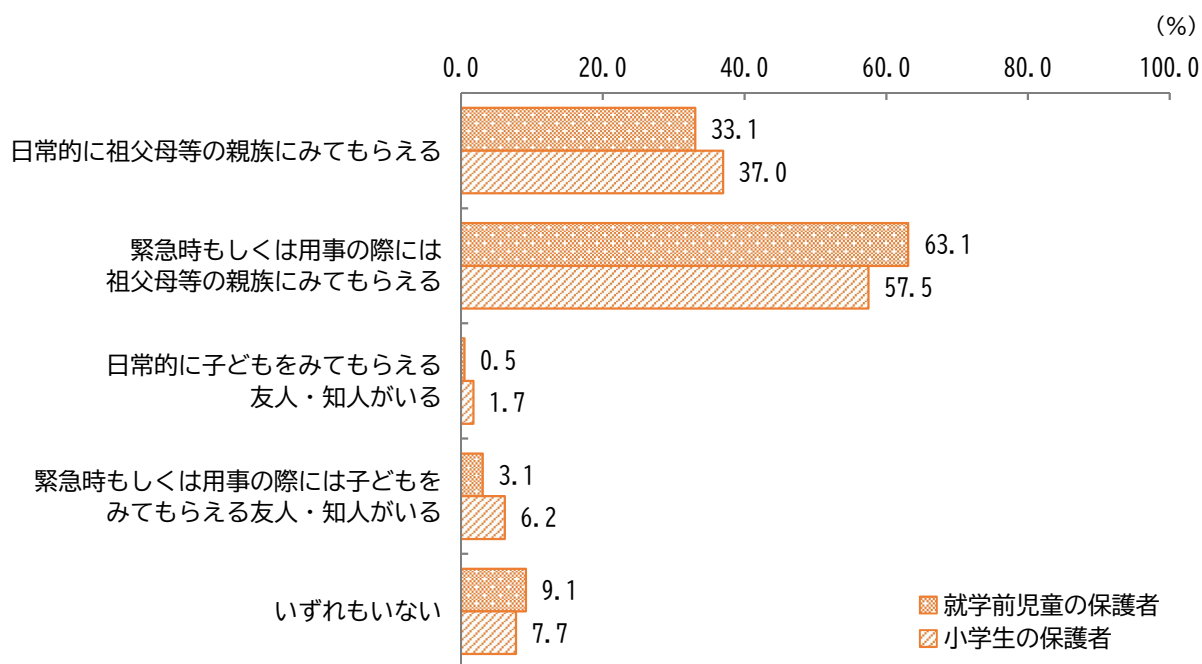
子育てに大きく影響すると思う環境については、「家庭」が98.6%で最も高く、次いで「保育所等」が58.1%、「地域」が34.2%となっています。



【お子さんを預かってもらえる人について（複数回答）】

「日ごろ、お子さんを預かってもらえる人はいますか」との問いでは、就学前児童の預かってもらえる人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 33.1%となり、「祖父母等の親族」が占める割合が9割以上を占めています。

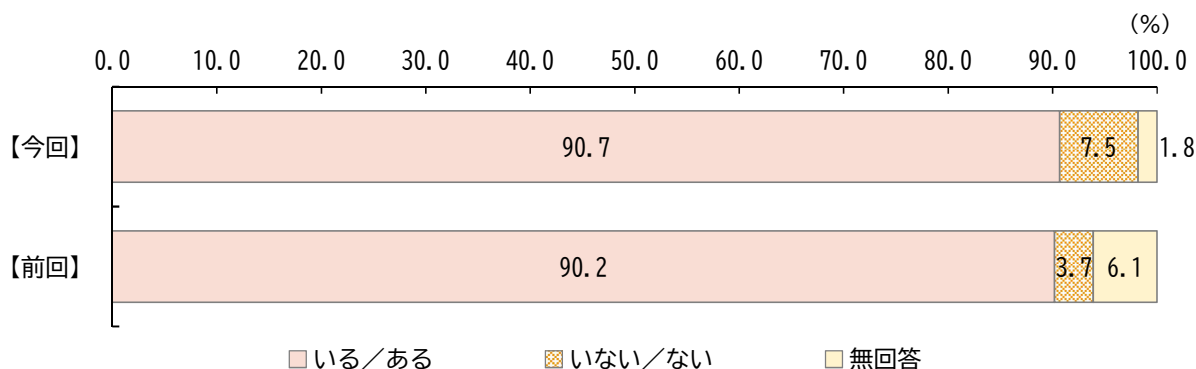
前回調査結果では、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族」が 52.5%で、「日常的に祖父母等の親族」が 35.0%となっており、日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる人の割合が減少しています。



【子育てについて相談できる人について】

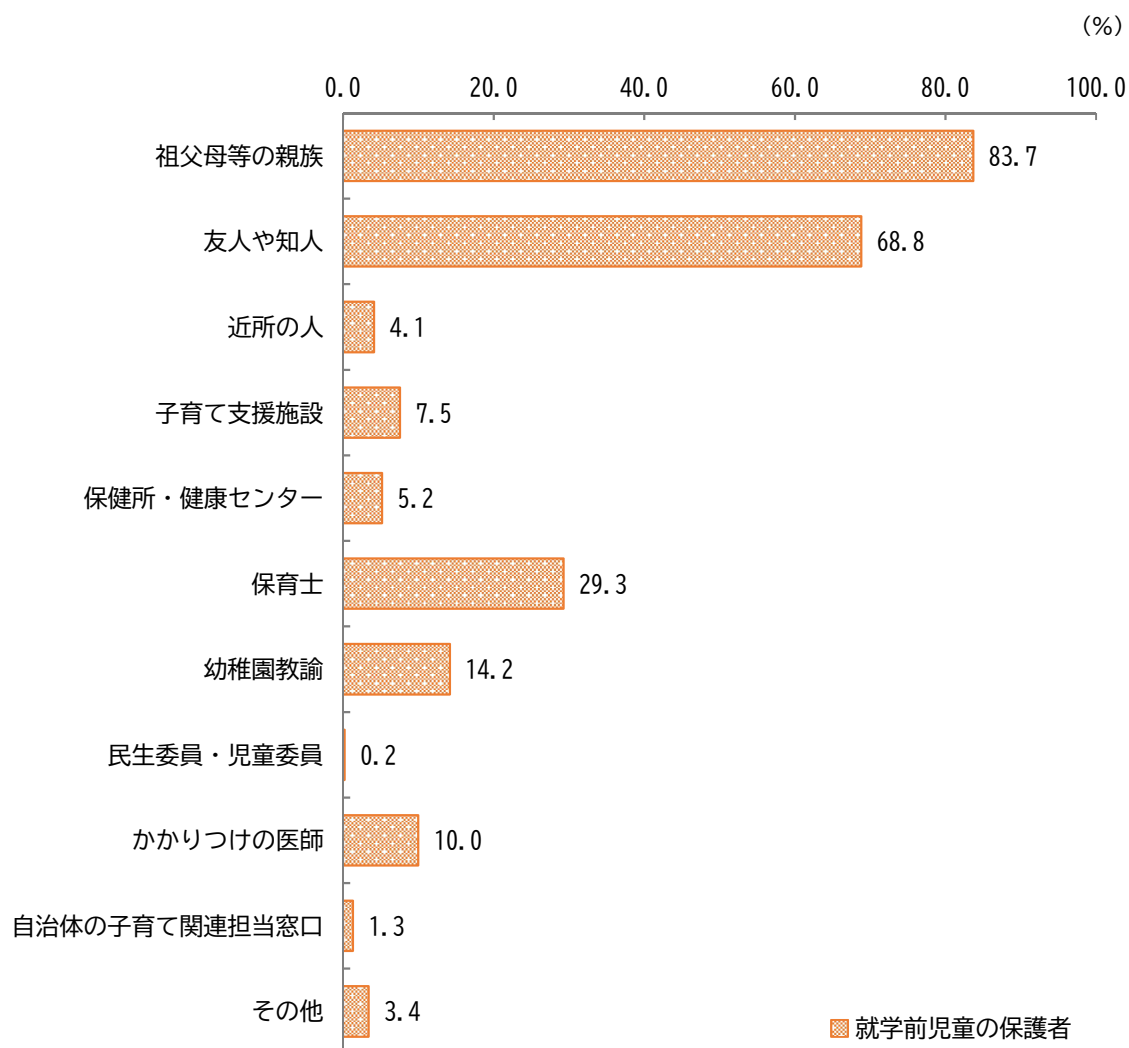
「お子さんの子育てについて気軽に相談できる人はいますか」との問いでは、「いる／ある」が 90.7%、「いない／ない」が 7.5%となっています。

前回調査結果では、「いる／ある」が 90.2%、「いない／ない」が 3.7%であり、大きな変化は見られませんでした。



【子育てについての相談先について（複数回答）】

子育てについての相談先は、「祖父母等の親族」が83.7%で最も高く、次いで「友人や知人」が68.8%となっており、祖父母等の親族と友人や知人の占める割合が高くなっています。



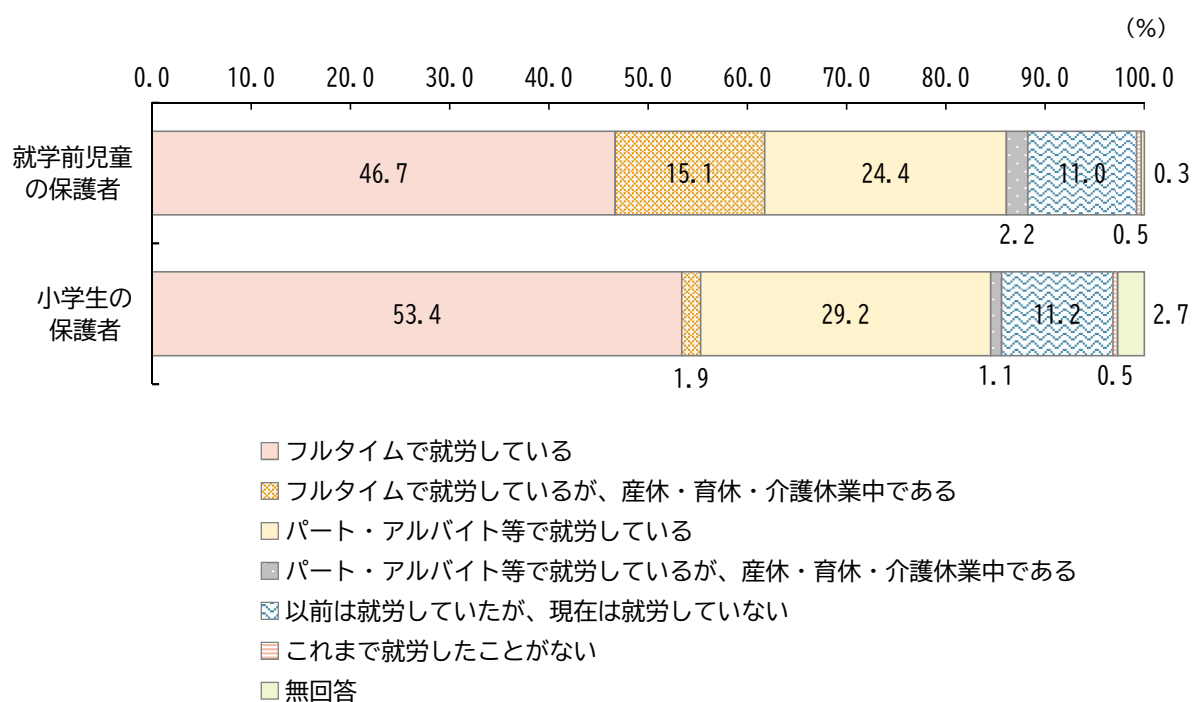
【保護者(母親)の就労状況について】

就学前児童の母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が 46.7%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労している」が 24.4%となっています。「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を含めると、就労している割合は 88.4%となり、9割近くを占めています。

前回の調査結果では、「フルタイムで就労している」が 42.7%で、「パート・アルバイト等で就労している」が 26.2%で、「フルタイムで就労している」母親が増加しています。

小学生の母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が 53.4%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労している」が 29.2%となっています。「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を含めると、就労している割合は 85.6%となり、9割近くを占めています。

前回の調査結果では、「フルタイムで就労している」が 47.7%で、「パート・アルバイト等で就労している」が 35.9%で、「フルタイムで就労している」母親が増加しています。



【保護者(父親)の就労状況について】

就学前児童の父親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が 91.5%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が 0.7%となっています。

前回の調査結果では、「フルタイムで就労している」が 98.4%となっており、前回の調査結果と比較すると 6.9 ポイント減少しています。

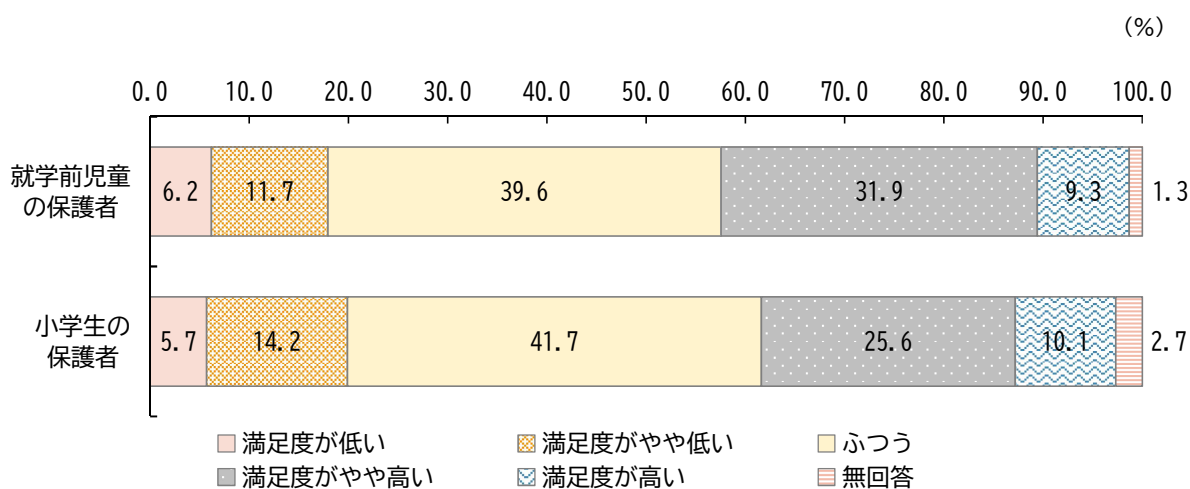
【子育て環境や支援への満足度について】

就学前児童の保護者の子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」が9.3%、「満足度がやや高い」が31.9%、「ふつう」が39.6%となっています。

前回の調査結果では「満足度が高い」が9.4%、「満足度がやや高い」が33.4%、「ふつう」が37.3%であり、前回の調査結果と比較すると「満足度が高い」が0.1ポイント、「満足度がやや高い」が1.5ポイント減少しています。

小学生の保護者の子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」が10.1%、「満足度がやや高い」が25.6%、「ふつう」が41.7%となっています。

前回の調査結果では「満足度が高い」が8.8%、「満足度がやや高い」が31.5%、「ふつう」が40.4%であり、前回の調査結果と比較すると「満足度が高い」が1.3ポイント増加し、「満足度がやや高い」が5.9ポイント減少しました。

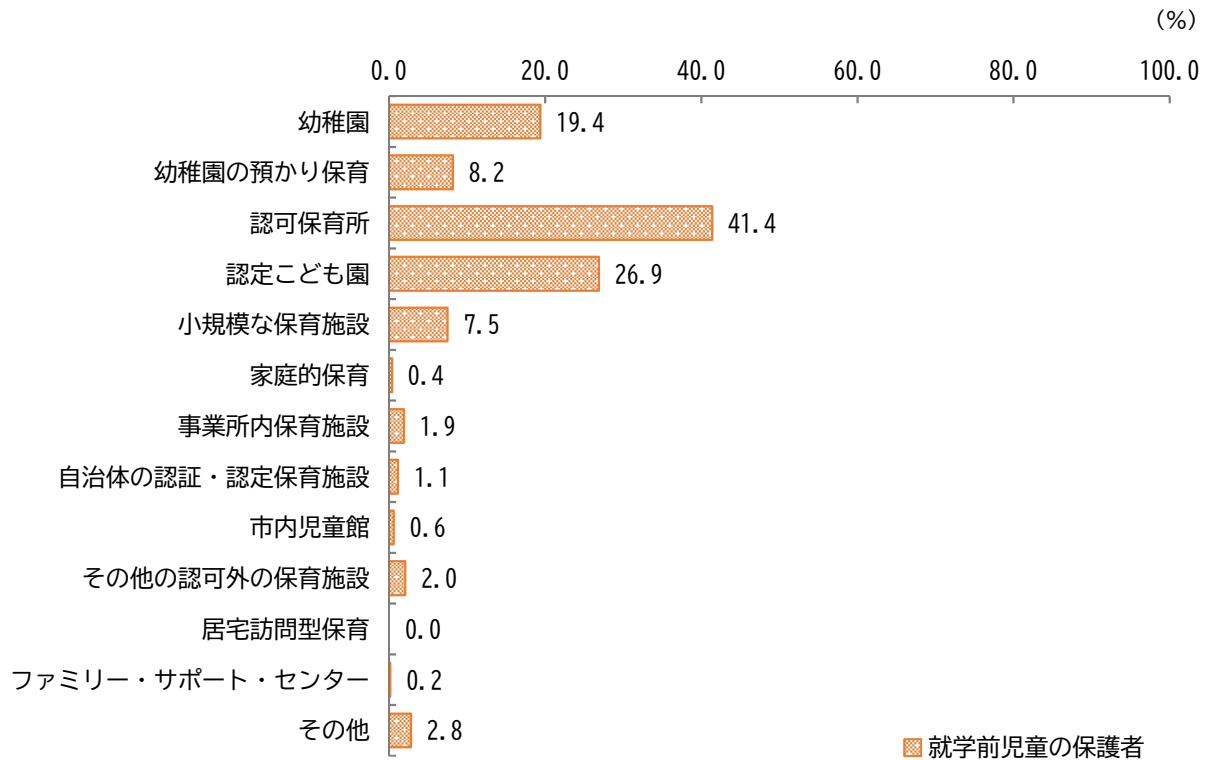


【幼児教育・保育事業の利用状況について】

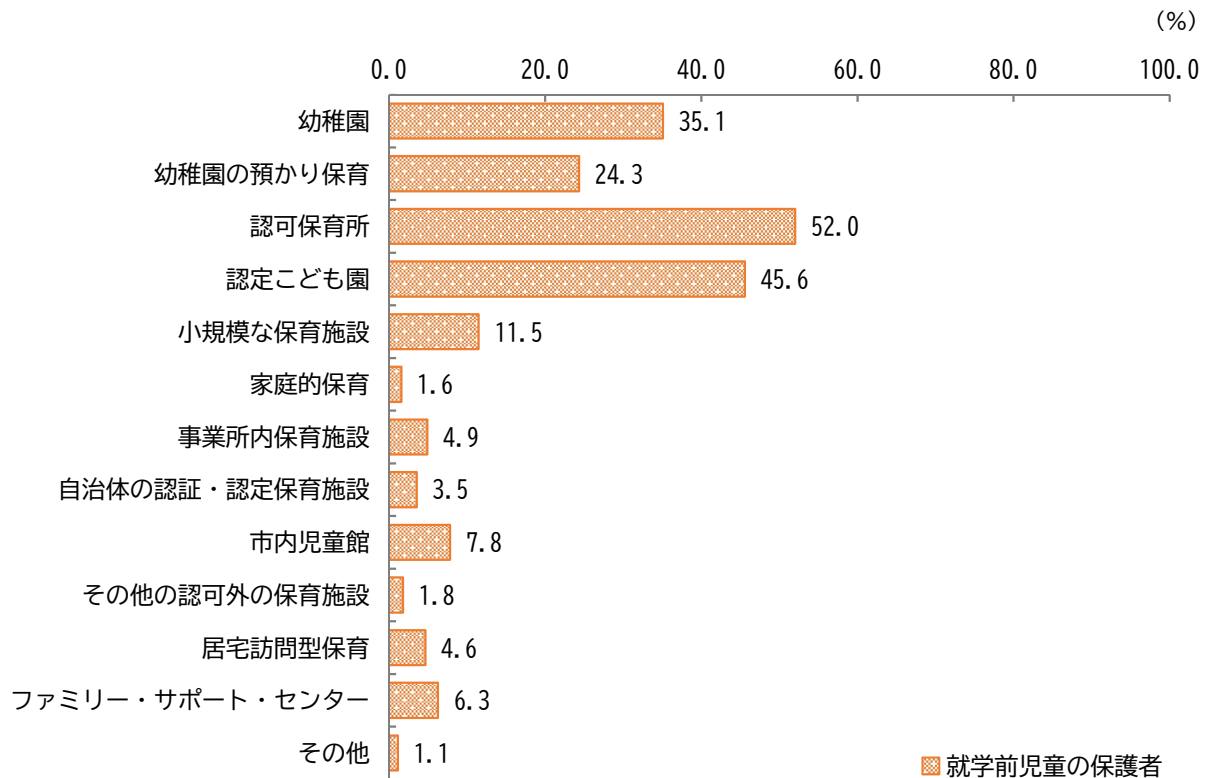
定期的に利用している幼児教育・保育事業については、86.1%が「利用している」と回答しています。施設の類型では、「認可保育所」が41.4%で最も多く、次いで「認定こども園」が26.9%、「幼稚園」が19.4%となっています。

前回の調査結果では、「認可保育所」が33.3%、「認定こども園」が10.7%、「幼稚園」が27.3%で、前回の調査結果と比較すると「幼稚園」が減少し、「認定こども園」と「認可保育所」が増加しています。

定期的に利用している施設等（複数回答）

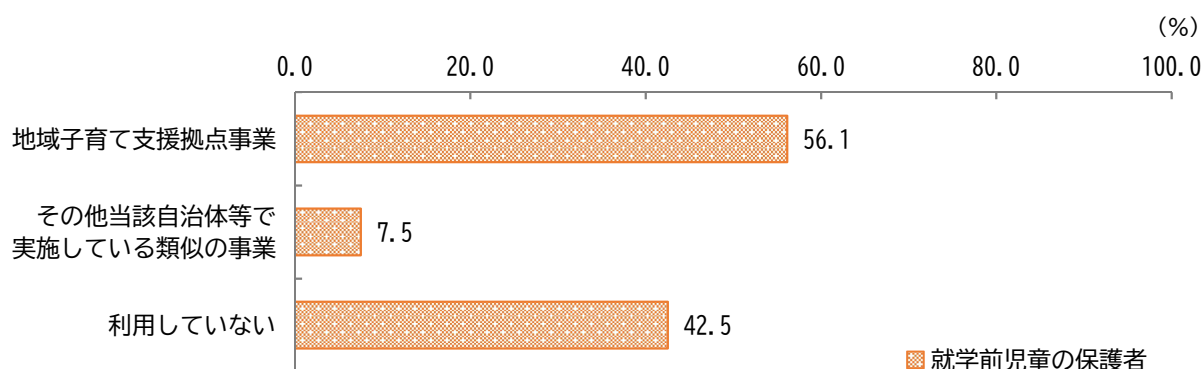


定期的に利用したい施設等（複数回答）



【地域の子育て支援事業の利用状況について（複数回答）】

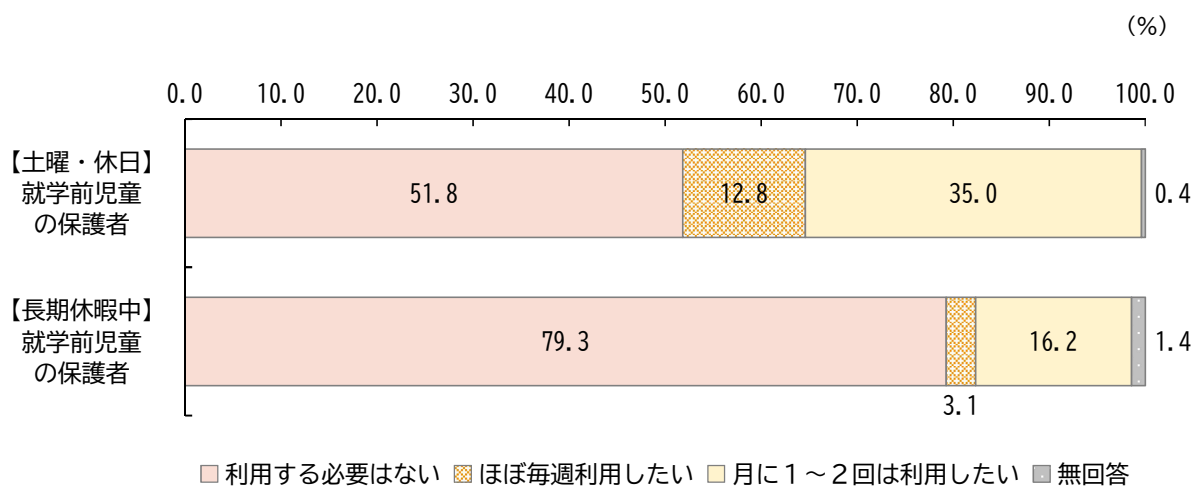
地域の子育て支援拠点の利用状況については、「地域子育て支援拠点事業」が 56.1%となっているものの、4割強が「利用していない」としています。



【土曜・休日・長期休暇中の定期的な幼児教育・保育事業の利用希望について】

定期的な幼児教育・保育については、土曜日・休日では「利用する必要はない」が 51.8%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 35.0%、「ほぼ毎週利用したい」が 12.8%となっています。

長期休暇中では「利用する必要はない」が 79.3%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 16.2%、「ほぼ毎週利用したい」が 3.1%となっています。

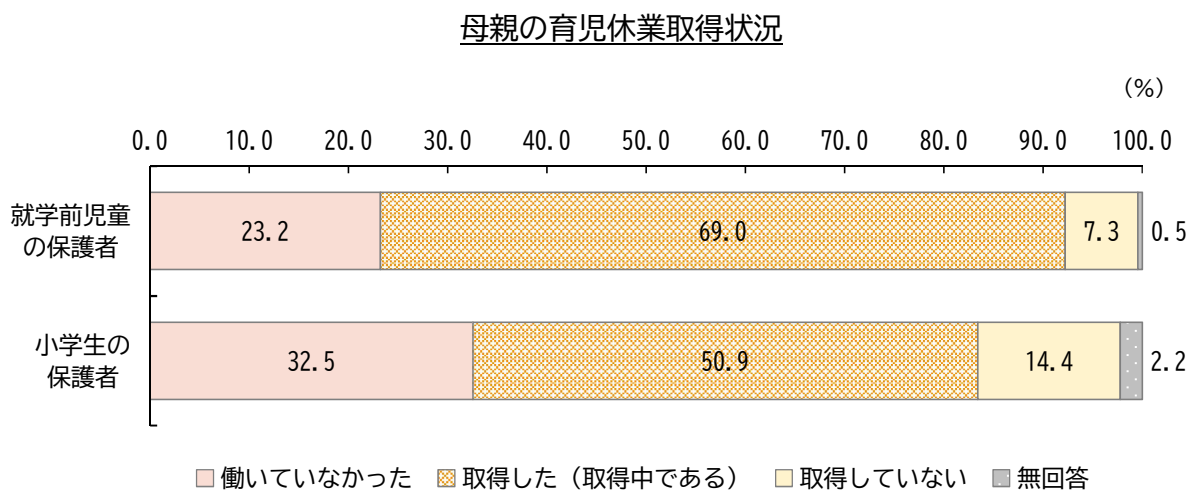


【育児休業制度の利用状況について】

育児休業の取得状況については、就学前児童の母親では「取得した（取得中である）」が 69.0%、「取得していない」が 7.3%となっています。

前回の調査結果では、「取得した（取得中である）」が 52.3%で、「取得していない」が 14.1%であり、前回の調査結果と比較すると「取得した（取得中である）」が 16.7 ポイント増加しました。

小学生の母親では「取得した（取得中である）」が 50.9%、「取得していない」が 14.4%となっています。



就学前児童の父親では「取得した（取得中である）」が 13.8%、「取得していない」が 83.1%となっています。

前回の調査結果では、「取得した（取得中である）」が 3.7%、「取得していない」が 95.5%であり、前回の調査結果と比較すると「取得した（取得中である）」が 10.1 ポイント増加しました。

小学生の父親では「取得した（取得中である）」が 6.0%、「取得していない」が 86.9%となっています。

